

第4次那珂川町行財政改革推進計画

令和4年3月

栃木県那珂川町

目 次

I 基本的事項

■ 行財政改革について	2
■ 計画の位置づけ	2
■ 計画期間	2
■ 計画の内容	2
■ 取組の推進にあたって	3
■ 計画の進行管理	3
■ 行財政改革における目標	3

II 行財政改革の推進事項

1. 人事及び組織体制に関すること

■ 取組項目及び取組内容	6
■ 添付資料	7
■ 取組の工程表	7
第4次那珂川町職員定員適正化計画	8
那珂川町組織機構見直し基本方針	16
人事評価制度の運用方針	20
給与の適正化	23

2. 施設の適正な管理運営等に関すること

■ 取組項目及び取組内容	28
■ 添付資料	28
■ 取組の工程表	28
那珂川町施設統廃合基本方針	29
民間活力の導入・推進方針	32
公の施設における施設管理基準	36
施設管理一覧表（検討結果）	39

3. 事務事業の見直し等に関すること

■ 取組項目及び取組内容	44
■ 添付資料	45
■ 取組の工程表	45
事務事業の見直し方針	46
事務事業の見直し結果一覧	49
那珂川町補助金等交付基準	57
町単独補助金等一覧	61

4. 協働のまちづくり及び職員の人材育成に関すること

■取組項目及び取組内容	6 6
■添付資料	6 6
■取組の工程表	6 6
これからの人材育成に求められるもの	6 7

III 参考資料

第4次那珂川町行財政改革大綱	7 0
行財政改革の推進体制と役割	7 4
行財政改革推進計画における添付資料一覧	7 5
取組の工程表一覧	7 6

I 基本的事項

I 基本的事項

■行財政改革について

当町における行財政改革については、平成17年の合併以降、第1次行財政改革から第3次行財政改革において、職員数の適正化をはじめ、施設の統廃合や事務事業の見直しに取り組むなど、厳しい財政状況の中で一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、当町においては少子高齢化など、人口減少に歯止めがかからない厳しい状況が続いており、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、今後、町に求められるニーズや行政課題はさらに複雑化していくことが予想されます。

町の財政運営については、著しい人口減少等により自主財源の確保が厳しくなるほか、歳出については、公共施設に係るコストの増大や社会保障関係費の増加が見込まれるなど、町の行財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

こうした社会情勢の変化に的確に対応し、将来にわたって必要な行政サービスを維持していくためには、現在の組織体制や事務事業の内容等について、必要な見直しや検討を加えていく必要があります。

推進計画においては、「行財政の健全化」と「持続可能な財政運営」に向けて、職員の定員適正化や施設の統廃合、事務事業の見直し等について、引き続き、必要な検討や見直しに取り組むこととします。

■計画の位置づけ

推進計画は、町の総合振興計画における政策のひとつである、「行財政の健全化」の実現に向けて、必要な見直しや検討事項などをまとめた個別計画に位置付けられます。

なお、本計画については、行財政改革大綱で掲げた推進項目における各種取組と、各分野ごとの計画や方針、基準などとも整合を図りながら、庁内の行財政改革を推進するための内部計画として運用します。

■計画期間

推進計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

■計画の内容

推進計画では、「第4次那珂川町行財政改革大綱」で掲げた4つの推進事項とそれぞれの取組項目について、町として取り組むべき見直しや検討事項を記載しているほか、見直し等に係る具体的な方法などをまとめた方針や基準を位置付けています。

推進事項 1：人事及び組織体制に関すること

①職員の定員適正化、②組織体制の整備、③人事評価制度の適正運用、④給与の適正化

推進事項 2：施設の適正な管理運営等に関すること

①施設の統廃合、②民間活力の導入・推進

推進事項 3：事務事業の見直し等に関すること

①事務事業の見直し、②行政評価の推進、③自主財源の確保、④補助金交付の見直し、
⑤共同事務処理の見直し

推進事項 4：協働のまちづくり及び職員の人材育成に関すること

①地域住民との協働によるまちづくり、②職員の人材育成

■取組の推進にあたって

行財政改革については、職員間の共通認識はもとより、庁内が一丸となって取り組みを進めていくことが重要です。職員一人ひとりが、行財政改革におけるこれまでの取組の成果や必要性を再認識するとともに、町の財政状況や各種施策と向き合いながら見直しや検討を進めていきます。

また、行財政改革の取組については、見直しや検討において得られる効果を的確に把握するとともに、今後の社会情勢の急激な変化や、緊急な課題に迅速に対応できるよう、計画や方針については、随時見直しを加えながら取組の効果的な推進を図ります。

■計画の進行管理

推進計画に位置付けた取組については、毎年度、進捗状況や効果額等の把握に努めながら推進計画の効果的な推進に努めます。

また、各種取組の基礎資料となる個別の計画や方針、基準等についても、必要に応じて見直しや修正を加えながら、取組や検討を継続させるとともに実効性の高い行財政改革に努めます。

■行財政改革における目標

- <目標 1> 定員適正化計画における職員数の確保
- <目標 2> 公共施設における延床面積の縮小
- <目標 3> 未利用公共施設の削減
- <目標 4> 事務事業における経費の見直し
- <目標 5> 人材育成基本方針の見直し

Ⅱ 行財政改革の推進事項

1. 人事及び組織体制に関すること

■取組項目及び取組内容

①職員の定員適正化

- 類似団体別職員数を参考とし、将来の人口推計や行政需要等を踏まえながら職員数の適正化を図る。
- 職員数については、会計年度任用職員の任用も含めた一体的な職員の定員管理により適正化を図る。
- 合理的な定員管理の実現に向け、各課の業務量や事務の性質、人員の必要性などを勘案した効率的な会計年度任用職員の任用を検討する。
- 今後の行政課題や多様化する行政ニーズに対応できるよう、専門職や中途採用、外部人材の活用など、人材確保に向けた職員採用の多様化を検討する。
- 国などが示す定員管理の参考指標などを踏まえながら、当町の実情に見合った定員管理の方法を検討する。

②組織体制の整備

- 業務量や必要人員など、各課における課題や現状の把握に努めるとともに、現行の組織体制の点検・分析に努め、限られた職員で最大限の効果が挙げられるよう、町の実情に合った効率的な組織づくりを目指す。
- 行政サービスを向上させるため、町の重点施策や行政課題に的確に対応できるよう、機動性に富んだ組織改革に取り組む。
- 組織体制の見直しにあたっては、「組織見直し検討委員会」において、見直しの必要性や方向性等について十分に検討する。

③人事評価制度の適正運用

- 人事評価システムの適正かつ効果的な運用に努め、職員個々の能力を伸ばしながら、必要な人材の育成と人事管理の確立を目指す。
- 人事評価制度への理解を深めるため、階級に応じた研修等を実施するなど、職員の意識改革と組織の活性化に取り組む。
- 人事評価制度の運用にあたっては、公平性・公正性、納得性、透明性及び信頼性の確保に努め、職員が処遇反映に納得できる制度としての運用に努める。

④給与の適正化

- 職員の給与については、人事院等の勧告を参考にしながら、標準的な給与体系の維持と適正な支給に努める。

- 諸手当については、職員のおかれている社会条件や勤務条件、町の財政状況を視野に入れながら、町の実情に合った手当の在り方を検討する。
- 職員の給与体系については、町の財政状況を基本に、県内各市町の給与水準、特に管内の那須烏山市や南那須広域行政事務組合との均衡を念頭に、給与体系の見直しについて検討する。

■ 添付資料

第4次那珂川町職員定員適正化計画

那珂川町組織機構見直し基本方針

人事評価制度の運用方針

給与の適正化

■ 取組の工程表

推進事項	取組項目	主な取組内容	実施予定年度				
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1. 人事及び組織体制に関すること	①職員の定員適正化	計画策定	策定	必要に応じて見直し			
		職員数の適正化	継続				
	②組織体制の整備	組織の見直し	継続	検討委員会での見直し検討			
	③人事評価制度の適正運用	人事評価制度の運用	継続				
	④給与の適正化	給与の適正化	継続				
		手当制度の見直し検討		方針・時期の検討			
		給与制度の見直し検討		方針・時期の検討			

第4次那珂川町職員定員適正化計画

1 職員数の現状と課題

平成17年10月1日の合併後、行財政改革を推進するため平成18年5月に那珂川町職員定員適正化計画を策定し、年次目標を定め職員数の削減に努めてきた。その後も、平成24年3月に第2次、平成29年3月に第3次の那珂川町職員定員適正化計画を策定し、職員数の削減を基本方針に定員管理の適正化に取り組んできた。

その結果、平成17年10月1日2町合併時300人でスタートした職員数は、令和3年4月1日現在で211人(表-1)となり、合併時の職員数と比較し89人(約30.0%)を削減している。これに伴い、普通会計における職員給与費は、平成17年度の17億2,800万円から令和2年度には10億2,200万円となり、約7億円(約40.5%)の大幅な削減により、財政運営の健全化に大きく寄与してきた。

しかしながら、行財政改革を積極的に推進し短期間の間に職員数を抑制してきたことから、国や県からの権限移譲による事務量の増加、新型コロナウイルス対策などの突発的な事業、SDGs(持続可能な開発目標)の理念を取り入れた施策の推進など、目まぐるしく変化する社会情勢、多様化、複雑化する住民ニーズに対応することが求められる中、職員の業務への負担感は合併時よりも大幅に増しており、メンタルヘルスへの影響も懸念される。

また、職員の職場環境改善として、仕事と家庭の両立にむけたワークライフバランスを図るため、長時間労働をなくし、年次有給休暇を取りやすくするなど、国から働き方改革を求められている。

こうしたことから、今回の見直しにあたっては、行財政改革により急激に抑制してきた職員数について、将来的な人口減少など長期的な視点も考慮しつつ、住民サービス向上のため職員が働きやすい環境が構築できるよう、職員数と業務量のバランスのとれた定員の適正化を図るとともに、検討にあたっては、職員の働き方改革などにも配慮したうえで、見直しを進める必要がある。

表-1 職員の現況

【令和3年4月1日現在】(単位:人)

部門別	職員数	うち行政職員数	うち技能労務職員数	備考
議会	3	3		
総務	44	44		
税務	12	12		
民生	50	49	1	
衛生	8	8		
農林水産	15	15		
商工	5	5		

土木	10	10		
一般行政計	147	146	1	
特別行政	40	40		
教育	40	40		
公営企業等会計	22	22		
水道	7	7		
下水道	4	4		
その他	11	11		
広域派遣	2	2		
合 計	211	210	1	

注)・一般行政部門：議会、総務、税務、福祉（民生・衛生）、経済、土木の部門

地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことのできる分野が大部分を占める。

・特別行政部門：教育、警察、消防の部門

一般に、定員の配置基準等が決められている分野が大部分を占める。

・公営企業等会計部門：水道、下水道その他（国保事業、介護保険事業等）の部門

地方公共団体共通に特別会計を設けて経理を行うものとされている公営企業や事業の部門

表－２ 年齢別職員構成

【各年４月１日現在】（単位：人）

	平成２８年		令和３年	
	職員数	構成比	職員数	構成比
２０歳以下	３	１.４%	４	１.９%
２１～２５歳	２５	１１.９%	２１	１０.０%
２６～３０歳	３０	１４.３%	３０	１４.２%
３１～３５歳	２１	１０.０%	３７	１７.５%
３６～４０歳	２２	１０.５%	２８	１３.２%
４１～４５歳	２９	１３.８%	２１	１０.０%
４６～５０歳	１１	５.２%	２７	１２.８%
５１～５５歳	３３	１５.７%	１２	５.７%
５６～６０歳	３４	１６.２%	２１	１０.０%
６０歳以上	２	１.０%	１０	４.７%
合 計	２１０	１００.０%	２１１	１００.０%

２ 職員数の比較

(１) 類似団体別職員数の状況による比較 (表－３)

類似団体別職員数の状況は、全市区町村（指定都市を除く。）を人口と産業構造を類型別に区分し、職員数の状況を比較する指標である。

本町の令和2年4月1日現在の普通会計部門の職員数は182人で、類似団体の職員数に比べ19人多く、超過率は10.4%である。平成17年10月1日合併時現在では59人の超過、21.8%の超過率であったことから、合併時よりは大幅に削減されているものの、第3次定員適正化計画では、類似団体の職員数に比べ8人多く、超過率が4.5%だったことから、近年はやや増加の傾向にある。

また、一般行政部門の職員数は、類似団体の職員数と比べると14人多くなっているが、認定こども園の保育教諭を含む福祉部門の6人と、ケーブルテレビ事業を含む総務・企画部門の5人の計11人を除くと3人の増にとどまることから、当町の特殊事情を考慮すれば、類似団体とほぼ同じ規模であることがわかる。

表-3 類似団体と那珂川町の比較

【令和2年4月1日現在】

区分	那珂川町の職員数 (人) A	類似団体の職員数 (人) B	超過数 (人) C(A-B)	超過率 (%) C/A×100
議 会	3	2	1	33.3
総務・企画	44	39	5	11.4
税 務	12	10	2	16.7
福祉（民生・衛生）	55	49	6	10.9
経済（農林水産・商工）	20	19	1	5.0
土 木	10	13	△3	△30.0
一般行政部門 計	144	130	14	9.7
一般行政 （福祉以外）計	89	81	8	9.0
教 育	38	33	5	13.2
特別行政部門				
普通会計 計	182	163	19	10.4

■総務・企画部門の職員数が超過している理由と課題

- ケーブルテレビ光化事業の実施検討のため職員が増員されていること。

■福祉部門の職員数が超過している理由と課題

- 他団体に比べて保育教諭の人数が多いため。

現在、3園ある認定こども園を、1園廃止し2園体制に移行した後、さらに、民営化等を検討すべきである。

■特別行政部門（教育）の職員数が超過している理由と課題

- 美術館や資料館があることから、他団体に比して学芸員が多いため。

(2) 人口比率（人口千人当たりの職員数）による比較

人口比率（人口千人当たりの職員数）により県内町の職員数を比較したものが表－4－1である。総職員数に占める人口千人あたりの職員数は12.89人で、1番多い状況にあるが、一般行政職に占める人口千人あたりの職員数は9.05人で、那須町について2番目である。

同じく、人口比率（人口千人当たりの職員数）により近県（福島県・茨城県）での同規模団体の職員数を比較したものが表－4－2である。

今回比較した近県の同規模団体の中ではやや多い団体であるが、那珂川町同様、全域過疎となっている地域との比較では、石川町よりは多いものの、南会津町や大子町よりは少なく、全域過疎地域の中では標準的であると言える。

また、表－4－3では、人口比率（人口千人当たりの職員数）により県内町の保育教諭職を除いた一般行政職員数を比較したものであるが、表－4－1で示した、一般行政職に占める人口千人あたりの職員数は9.05人と2番目に多い状況であるが、保育教諭職を除いた一般職員数に占める人口千人あたりの職員数で比較すると、6.98人で那須町と並んで4番目となり、那珂川町の一般行政職における保育教諭職の割合が他の自治体よりも高いことがわかる。

表－4－1 県内町との職員数比較 【令和2年4月1日現在】（単位：人）

市町村名	人口	総職員数	人口千人当たりの職員数	一般行政職員数	人口千人当たりの職員数
高根沢町	29,440	194	6.59	146	4.96
益子町	22,752	153	6.72	107	4.70
野木町	25,564	172	6.73	126	4.93
市貝町	11,671	113	9.68	81	6.94
茂木町	12,664	137	10.81	99	7.82
芳賀町	15,664	157	10.02	122	7.79
塩谷町	11,001	132	11.99	99	9.00
那須町	24,913	293	11.76	228	9.15
那珂川町	15,904	205	12.89	144	9.05
那須烏山市	25,917	246	9.49	223	8.60

表－４－２ 近県同規模団体との職員数比較 【令和２年４月１日現在】（単位：人）

市町村名	人 口	総職員数	人口千人当たりの職員数	一般行政職員数	人口千人当たりの職員数	過疎地域の範囲
南会津町	15,318	245	15.99	197	12.86	全 域
会津坂下町	15,768	165	10.46	104	6.60	該当なし
石川町	15,063	152	10.09	112	7.44	全 域
城里町	19,332	202	10.45	134	6.93	該当なし
大子町	16,679	245	14.69	153	9.17	全 域
那珂川町	15,904	205	12.89	144	9.05	全 域
那須烏山市	25,917	246	9.49	223	8.60	一 部

表－４－３ 県内町との職員数比較（保育職除く）【令和２年４月１日現在】（単位：人）

市町村名	人 口	一般行政職員数	保育教諭職員数	保育教諭職を除いた職員数	うち人口千人当たりの職員数
高根沢町	29,440	146	21	125	4.24
益子町	22,752	107	0	107	4.70
野木町	25,564	126	0	126	4.93
市貝町	11,671	81	13	68	5.83
茂木町	12,664	99	0	99	7.82
芳賀町	15,664	122	12	110	7.02
塩谷町	11,001	99	8	91	8.27
那須町	24,913	228	54	174	6.98
那珂川町	15,904	144	33	111	6.98
那須烏山市	25,917	223	25	198	7.64

3 定員適正化の目標

(1) 定員適正化計画の期間

計画期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間とする。

(2) 定員適正化計画の目標値

現在、那珂川町では一般職員約２００人のほかに、会計年度任用職員が約１００人おり、総勢約３００人の職員体制で行政運営を担っている。本来であれば、全て一般職員でまかなうことが理想であるが、財政面や定員管理上の面から、単純労務や一般職員の補助的業務については、会計年度任用職員で対応せざるを得ない状況にある。

しかし、近年の業務は、新型コロナウイルス関連対策など喫緊の事業への対応や、毎年のように新たな制度となる社会保障制度などへの対応など、単純労務や補助的業務を行う

会計年度任用職員では対応できない業務が増加してきている。

また、業務増加の一方で、職員の職場環境は働き方改革により時間外勤務の縮減や、仕事と家庭を両立させるワークライフバランスへの対応も求められるため、定員については、行政運営に必要な職員約300人のうち、一般職員約200人の職員の割合を増やして行政運営にあたる必要がある。

一般職員数については、300人に近ければ近いほど、職員の職場環境が改善され、業務への対応がより丁寧になることから、住民サービスの向上が見込めるが、上記で述べたとおり、財政面での負担が大きいことから、目標の職員数については、ケーブルテレビの光化事業などの新規事業や、縦割り行政解消のための組織体制の構築のほか、働き方改革による職場環境の改善を考慮し、令和7年4月1日における職員数の目標を223人程度とする。

ただし、地方公務員法の改正に関し職員の定年引上げが令和5年4月1日より施行され、定年引上げ年齢が2年で1歳ずつ段階的に引き上げてられていく関係から、定年退職者がいない年も出てくるが、将来的にバランスの良い組織を維持するためにも、毎年、職員を採用していく必要がある。そのため、段階的な定年引上げが終了する令和14年度までは、職員数が一時的に増加することも有りうる。

表－5 年次別目標

年 度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
職員数 (人)	211	220	223	223	223	223
退職予定者数(早期 退職者含む)(人)	7	4	6	7	2	
次年度新規採用 予定者数 (人)	16	7	6	7	2	
増減者数 (人)	9	3	0	0	0	
増減率 (%)	4.3	1.4	0.0	0.0	0.0	
累計削減数 注)4 (人)	89	80	77	77	77	
累計削減率 注)4 (%)	29.7	26.7	25.7	25.7	25.7	

注) 1. 「職員数」は、毎年度4月1日現在である。

2. 退職予定者数は、再任用満了年齢者、定年退職者の25%相当及び通常早期2名分の合計で計上する。

3. 法改正による定年延長により、令和5年度及び令和7年度は定年退職予定者がいない年度となる。
4. 次年度新規採用予定者数は、技能労務職を除く退職予定者相当数を補充することとした場合の数値である。
5. 「累計削減数」及び「累計削減率」は、平成17年10月1日合併時現在職員数300人に対するものである。

4 会計年度任用職員配置方針

(1) 趣旨

当町においては、厳しい財政状況から、行財政改革を推進し職員削減による人件費の圧縮を図ってきたが、教育、子育てなど増大し多様化する住民ニーズのほか、新型コロナウイルスやデジタル関連業務など喫緊の新たな業務も加わり、職員の負担が大幅に増えてきている状況にある。これらのことに対応するには、マンパワーが必要不可欠であり、行政サービスを行ううえで、一般職員以外に、単純労務や一般職員の補助的業務を担うための会計年度任用職員は今後も必要不可欠である。

しかし、これまで行財政改革を推進し職員数削減により人件費の抑制を進めてきたことから、安易に任用することのないよう、会計年度任用職員の配置方針を定めるものである。

(2) 現状

現在、那珂川町では、単純労務や一般職員の補助的業務を行う会計年度任用職員について、認定こども園に勤務している保育教諭や、町内の小中学校で生徒・児童の学習をサポートしている学習補助教諭などを中心に、約100名の会計年度任用職員を任用している。

その他、野生のイノシシを解体し食肉に加工処理を行うイノシシ肉加工作業員や、なす風土記の丘資料館で文化財の保管・展示等を行う嘱託学芸員など、他の自治体にはいない、独自の会計年度任用職員もいる。

(3) 適正配置方針

①代替による配置

現在、那珂川町の職員で30代以下の職員のうち、56%が女性職員であり、出産するほぼ全ての女性職員が、産前産後休暇のほか、育児休業を取得している状況である。また、男性職員にも育児休暇の取得を推進しており、取得職員が、安心して休業できるよう、また、休業する職員の所属部署の業務が円滑に進められるよう、育児休業を取得した職員の代替として、会計年度任用職員を配置する。

②事務事業の見直しによる配置

新型コロナウイルス関連業務などの突発的な新規事業や、権限移譲等による業務量の増加などに対応するために、必要な事務量や専門性などの精査、正規職員が担当する事務と会計年度任用職員が担当する事務の明確化などを十分に検討し、必要に応じ

た最小限の会計年度任用職員を配置する。

5 定員適正化の具体的手法

(1) 事務事業の見直し

事務事業の必要性、緊急性、妥当性、効果、受益と負担の公平なあり方などにに基づき事務事業を見直し、適正な人員配置を行う。

(2) 民営化等の推進

行政運営の効率化及び住民サービスの向上に配慮しながら、民営化や指定管理者制度等を推進する。

(3) 機能的な組織機構の構築

社会情勢や行政需要の変化に的確に対応するため、弾力的、機能的な組織機構を構築し、行政運営の合理化、効率化を進める。

(4) 計画的かつ継続的な職員の採用

将来の職員構成に影響が出ないように、計画的かつ継続的な新規採用職員を採用するよう努める。

(5) 定年退職者の再任用

再任用制度により退職職員が有する経験・知識・技術などを業務運営や組織管理の面で有効活用していく。

6 適正化計画等の公表

定員適正化計画及び計画の進捗状況などについては、毎年度、町の広報紙やホームページ等で公表するものとする。

7 定員適正化計画の見直し

定員適正化計画については、本計画の進行状況のほか、行財政改革の進展に伴う機構改革や社会情勢の変化による事務事業の見直し等により、計画の見直しを要することも想定されるため、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

那珂川町組織機構見直し基本方針

1. 趣 旨

現在、地方公共団体は、地域の自主性及び自立性を高めるため地方分権により数多くの業務が国などから移譲されてきている。更に、これまでに経験したことのない社会情勢の中、喫緊の課題として新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいるうえ、デジタル庁の創設によるデジタル化の推進や、長時間労働の是正のため時間外労働の上限を定めた働き方改革など、新たな課題への対応や職場環境の改善など数多くの課題への取組を求められている。

また、住民ニーズは多様化かつ複雑化してきているうえ、働き方改革や新型コロナウイルス感染症の流行により、観光地等でリモートワークをしながら余暇を楽しむ「ワーケーション」のような、かつての縦割り行政では対応できない業務が増加してきている。

こうした状況から、限られた職員で最大限の効果を上げることができるよう、柔軟かつ効率的な行政組織を実現していくため、新たな枠組みにより組織の再構築を図っていく必要がある。

那珂川町では、これまで地方自治の確立と健全な財政運営が可能となる行財政システムを構築し、「小さな行政」を実現するため、平成17年の合併時から3期にわたり那珂川町行財政改革大綱及び那珂川町行財政改革推進計画を策定し、行財政改革を推進してきた。その結果、合併時より約3割にあたる89名の職員数を削減し、行財政改革に大きな効果をもたらしたが、現在は、働き方改革やポストコロナに向けた生活様式の変革を求められる時代となり、これまでの職員数では、多様化する社会的ニーズに対応し、必要な行政サービスを将来にわたって維持していくことが難しくなっている。そのため、新たな時代に合う形での「小さな行政」を実現し、那珂川町を将来へ繋いでいくため、第4次那珂川町行財政改革大綱（以下「大綱」という。）を策定したところである。

また、情報通信技術（ICT）を活用した独自性のあるサービスの向上や、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り入れた施策を推進するため、昨年度、令和3年度から5ケ年の那珂川町総合振興計画後期基本計画（以下「振興計画」という。）を策定した。今後は、振興計画に掲げた将来像を実現するため、施設の統廃合、事務事業の見直しによる業務量の変動、定員適正化計画の進行等と整合性を図りながら、行政基盤である組織機構を見直していく必要がある。

「那珂川町組織機構見直し基本方針」は、現行の組織機構について、点検と見直しを行い、これからの時代、要請に十分応えることができるものに改めるため、その見直しにおける基本的な方向性と検討項目について定めるものである。

2. 経過と現状

(1) 経過

令和2年7月～令和3年2月

第1回～第5回定員適正化・組織機構見直し検討委員会

・組織機構の見直しを検討

《組織機構見直し検討委員会》

令和3年2月 第4次那珂川町行財政改革大綱の決定

《行財政改革推進本部》

(2) 現状

別紙組織機構図のとおり

3. 組織機構見直しの基本方向

今後、行政組織を見直すにあたっての基本的な方向性を次のとおり設定する。

(1) 行政サービスの向上に資する組織づくり

～町民の声を適正に反映させることができる組織機構～

- ①組織の縦割りを解消し、施策に基づいた柔軟で縦横断的な組織機構
- ②行政手続きを迅速化し、簡素化させる組織機構
- ③町民の視点・立場にたった分かりやすい組織機構

(2) 効率的な行政システムを実現する組織づくり

～簡素で効率的な組織機構～

- ①振興計画の目的に即した組織機構
- ②業務内容を精査し、業務内容の関連性を重視した組織機構
- ③働き方改革を実践するための組織機構

(3) 新たな行政課題に、迅速かつ的確に対応する組織づくり

～目的指向型の組織機構～

- ①政策課題や特定課題に対応した組織機構
- ②柔軟な人員体制のとれる組織機構

(4) 町民参加、地域協働を推進させる組織づくり

～「地域住民との協働による町づくり」を推進する組織機構～

- ①町民ニーズの的確な把握を可能とする組織機構
- ②町民や地域団体と一体となってまちづくりを進める組織機構

4. 組織機構見直し検討委員会の設置

組織機構見直しにあたっては、「組織機構見直し検討委員会」を設置し、行財政改革推進計画で示された施設の統廃合基本方針・事務事業見直し計画等、現行の組織の状況等を的確に把握するとともに、組織機構見直しに関する各課の意見を広く求めるものとする。

5. 組織機構の再点検

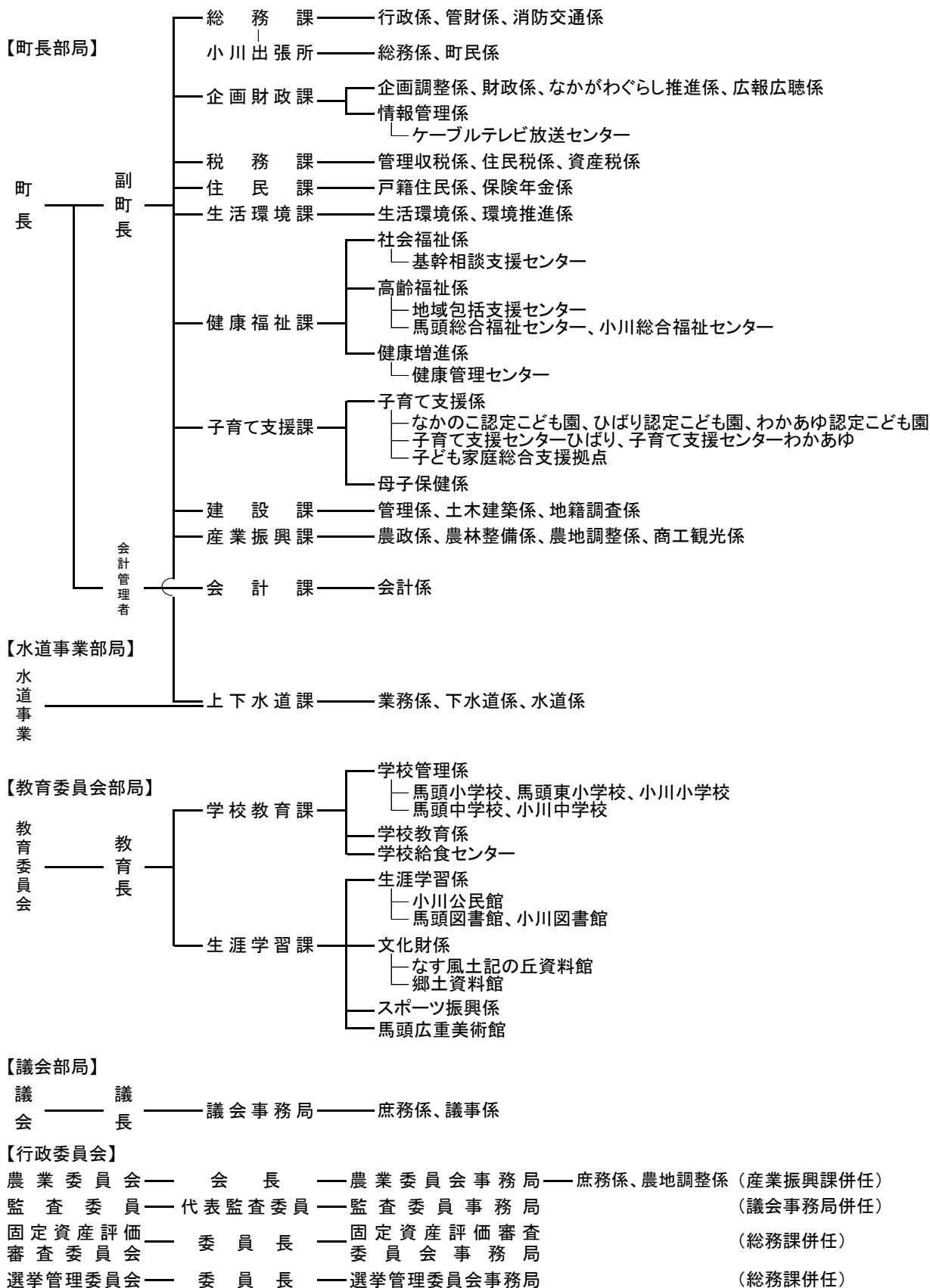
組織機構は、行政運営の基盤であるため、社会的情勢や住民ニーズを的確に把握し、時代に即した組織機構とするため、定期的に「組織機構見直し検討委員会」を開催し、現行の組織機構全般について再点検及び再評価を行うものとする。

●現行組織の点検と評価についての確認事項

- (ア) 振興計画における政策・施策目標の達成を可能とする組織機構であるか。
- (イ) 見直しの基本的な方向性に基づく組織機構であるか。

◎組織機構

令和3年4月1日現在



人事評価制度の運用方針

1 人事評価制度導入の背景

日本は、1970年代に高度経済成長期の大きな流れの中、目ざましい発展を遂げ、多くの企業では、安心して働けるよう終身雇用制や、勤続年数ごとの仕事への習熟度に応じて賃金を増額する年功序列制度を導入し、職員を雇用していた。そんな中、公務員についても多くの企業同様、年功序列制度による給与体系をとり、自治体職員の雇用に係る人件費は、年を増すごとに増加し続けていった。

しかし、1990年代になると、バブル経済の崩壊により、国だけではなく、地方においても財政状況が悪化、更には、少子高齢化社会の急速な進展により、各種行政サービスの共有システムの再構築が求められるなど、地方自治体は大きな変革の時期を迎えた。自治体職員は、これまでのように毎年同じ業務をこなしていれば良い時代から、新たに起きる困難な課題を解決することが求められ、職員個人個人が意識改革と能力開発をこれまで以上に推進しなければならない時代へと変革を求められるようになった。

こうした状況を背景に、職員個々の能力・実績に基づく人事管理を徹底し、より高い能力を持った人材を育成し、住民サービス向上させることを目的に、人事評価制度が導入されることとなった。

2 人事評価制度の概要

人事評価制度とは、大きく変わる社会情勢や、複雑化・多様化する住民ニーズに的確に対応できる職員を育成するため、職員の能力や職務の実績などの面から、職員個人個人を把握し、適切な人事管理を行うことで、職員の能力向上を目指す制度である。

そこで当町では、職員個人の業務の結果だけで評価する「業績評価」、結果や業績を問わず頑張りのみを評価する「意識・姿勢評価」、業務を通じて発揮した能力を評価する「能力評価」の3つの領域のほか、改革改善や新たな取組などチャレンジのための「行動目標」の設定により、職員個々を分析し、人事評価を行うこととしている。

3 人事評価制度の目的

人事評価では、「業績評価」、「意識・姿勢評価」、「能力評価」の面から職員が自己分析をし、上司との面談を行うことで、どういう役割が期待され、どのような成果をあげているのか、また、遂行すべき仕事の内容は何なのか、更には職務遂行上どのような行動をとるべきかなど、面談を通じ職員に気づきを与えることで、職員の意識改革を促し、職員の能力や資質の向上を図ることを目的としている。

また人事評価制度は、職員個人個人の能力を向上させることで、組織全体の質も向上させ、より良い住民サービスを提供できるようになることから、人事評価制度は組織変革の仕組みの役割を担っている。

4 人事評価の運用方針

人事評価制度は、職員が自己分析をし、上司である評価者との面談を通じて、個人の能力や資質の向上、業務改善等を図るものであるが、目標達成や業務改善を行うには自己努力が必要なため、個人間でのばらつきが出てくる。そうしたことから、公平性を保ち、業務遂行意欲を向上させるために、昇給・昇格、勤勉手当などの処遇反映を行うこととしている。

上記のとおり人事評価において処遇反映を行うことから、客観性が保たれ、職員の多くが納得できる仕組みとして構築することが重要である。そこで当町においては、次の4つの点に基づき運用を図ることとします。

① 公平性・公正性の確保

日常の職務行動の中で確認できた事実を基に評価を行う。評価者が事実を正しく見ていない場合などは、面談を通じてお互いに共通の認識を持つように心がけることとする。

② 納得性の確保

評価は職場面談を通じて、話し合いをもとに決定する。評価者は面談を通じ、被評価者とじっくり話し合い、被評価者の評価に対する疑問を解決し、職員の振り返りの場となるよう心掛けすることとする。

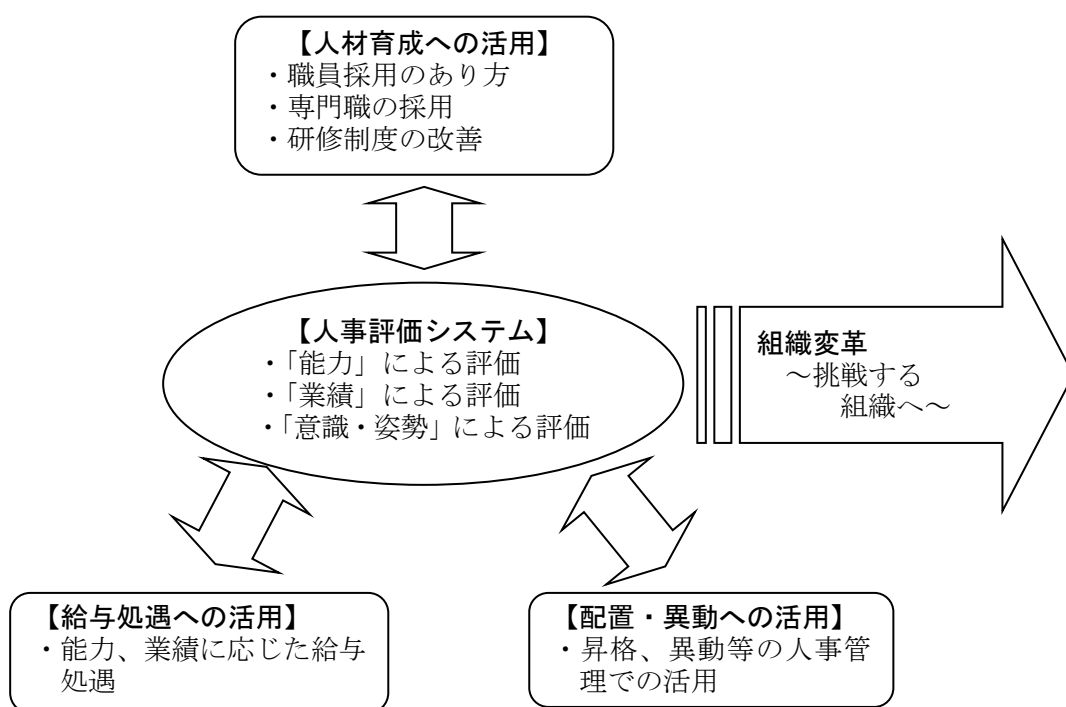
③ 透明性の確保

評価される前に、評価される項目や評価の基準を公開する。役職ごとに、どのような人物像、また、どのような行動を求められているのかを理解できるように、基準を示します。

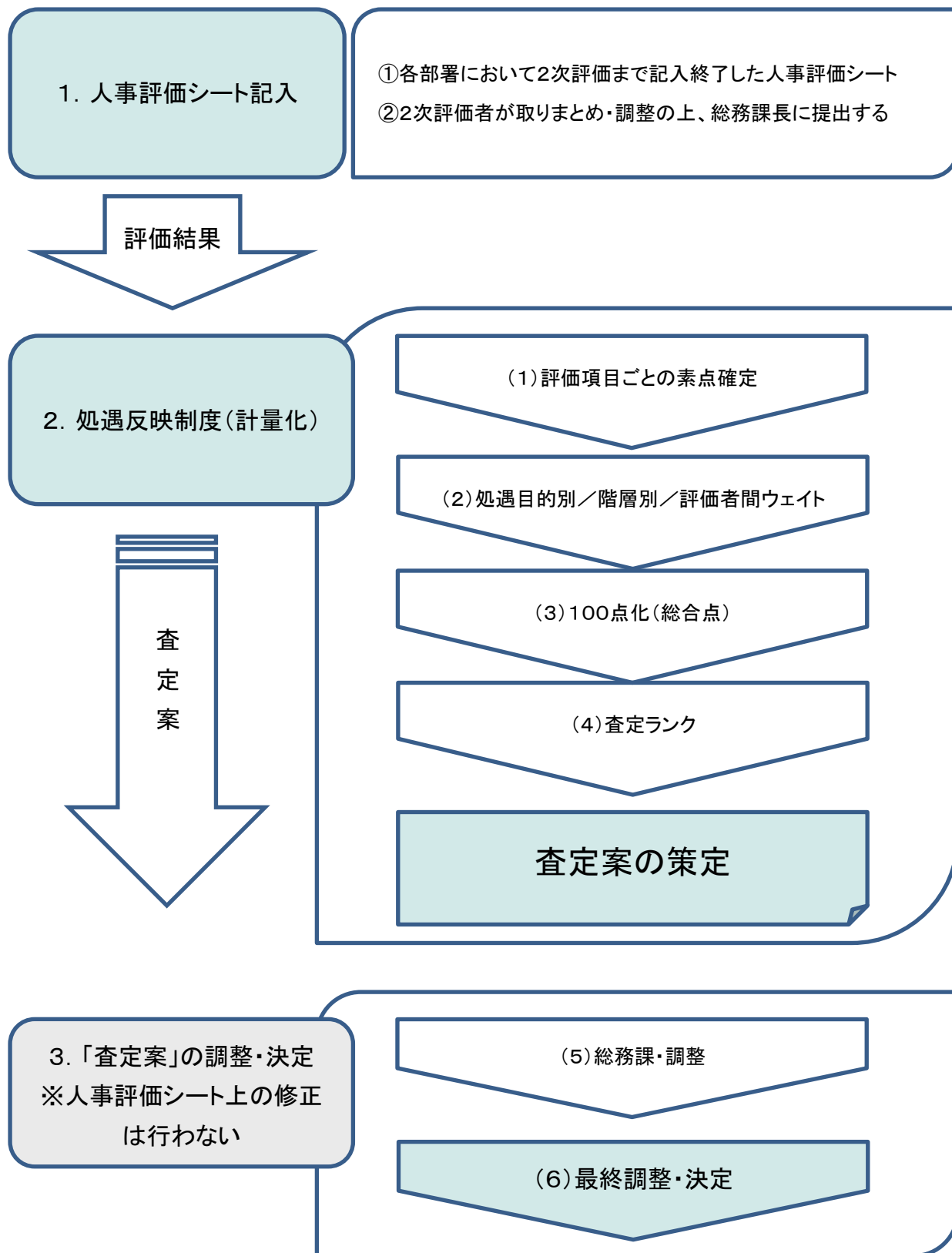
④ 信頼性の確保

人事評価における苦情等について、相談制度を設け、評価制度や評価結果の信頼性を確保する。

◇ 人事管理システムのトータルイメージ



◇ 人事評価の流れ



給与の適正化

1 職員の給与の状況

職員の給与については、地方公務員法及び関係条例等の規定に基づくとともに、人事院及び栃木県人事委員会の勧告に準じて適正支給を図る。

① 人件費の状況

令和2年度普通会計決算額 1,530,463 千円

ただし、職員の給与、特別職の給料及び報酬等

人件費率 15.1%

令和2年度普通会計給与決算額 963,303 千円

給料 618,149 千円

手当 345,154 千円

② 職員の平均給与等の状況 (令和3年4月1日現在)

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	281,800 円	321,900 円	39.3 歳
技能労務職	313,100 円	317,300 円	56.7 歳

③ 職員の初任給の状況

一般行政職 大学卒 171,700 円

一般行政職 高校卒 150,600 円

④ ラスパイレス指数の状況 95.8

2 職員の手当制度

職員の手当については、現在、当町の手当制度は11項目あり、国に準じて支給額等が定められている。しかし、今日の厳しい財政状況を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や時世、行財政改革の進捗による業務実態の変容等を見据え、その趣旨に沿ったあり方を見直す必要がある。

(単位：千円)

No.	手当の種類	手当の概要	令和2年度 支給実績	今後の措置方針
1	管理職手当	管理監督責任等の特殊性に対して支給	7,281	国基準に準じて定額制とする。
2	住居手当	賃貸住宅に居住する職員に対し支給	8,200	国基準に準じて支給し、国基準の改正に伴い適正化を図る。
3	通勤手当	職員が通勤するために使用する交通機関等に応じて支給	13,312	国基準に準じて支給し、国基準の改正に伴い適正化を図る。
4	扶養手当	職員が親族を扶養している場合に支給	19,693	国基準に準じて支給し、国基準の改正に伴い適正化を図る。
5	期末手当	基準日における職員の在職期間等に応じて支給	158,775	国基準に準じて支給し、国基準の改正に伴い適正化を図る。

6	勤勉手当	基準日における職員の勤務成績等に応じて支給	98,848	国基準に準じて支給し、国基準の改正に伴い適正化を図る。
7	宿日直手当	週休日及び休日等の閉庁日の宿日直勤務命令に対し支給	959	国基準に準じて支給し、国基準の改正に伴い適正化を図る。 ※宿日直については事務事業の見直しの項参照
8	時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当	正規の勤務日又は勤務時間外に勤務命令を受けたものに対し支給	37,976	時間外勤務については、週38時間45分労働の規定や職員健康管理の観点から勤務時間内の執務従事を基本とし、事務事業の見直しや職員の適正な配置等により、支給の適正化を図る。
9	特殊勤務手当	著しく危険、不快等の業務に従事したものに支給 ・滞納整理事務 ・伝染病防疫作業事務 ・用地交渉業務 ・高所地下等特殊現場作業事務 ・汚物等処理作業事務 ・行旅病人等収容作業事務 ・イノシシ個体数調整等処理作業事務	62	町特有の事務事業を勘案しつつ、国基準に準じて支給し、国基準の改正に伴い適正化を図る。
10	管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務運営の必要により、週休日等に勤務した場合に支給する	48	国基準に準じて支給し、国基準の改正に伴い適正化を図る。
11	単身赴任手当	公署の移転や公署を異にした異動等で通勤することが通勤距離等を考慮し困難であると認められ、単身で生活することを常況とする職員に支給	0	国基準に準じて支給し、国基準の改正に伴い適正化を図る。
計			345,154	

3 給与制度見直しの検討

地方公務員の給与は、各自治体ごとに、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いをもとに、給料表に定める職務の等級ごとの基準を等級別基準表として条例で定め、職務ごとに支給する給料表の等級を決定しているが、那珂川町職員の給料表の運用について、下記の理由から見直しを検討していくべきであると考え。

一つ目は、現在、当町と那須烏山市において給料表の運用等級が違うことで問題が生じているためである。那須烏山市と構成している南那須広域行政事務組合において、各市町から職員を派遣しているが、派遣先での給与は派遣元である各市町での給与体系の運用とされていることから、派遣職員間の役職と給与の面で逆転現象が起きるという問題が生じている。このことから、南那須広域行政事務組合から給料表調整の検討を求められている。

二つ目は、ラスパイレス指数の低下による職員の人材確保や士気への影響によるものである。当町のラスパイレス指数は、令和2年度においては95.8の県内最低であり、県内町平均の97.9からも2ポイント以上低い状況で、県内町トップの芳賀町の100.9からは5ポイ

ント以上も低い。給与面の低下は、職員の士気に影響することから、職員の士気を高揚させ、より良い住民サービスの提供、町の将来を担う優秀な人材を確保するという点からも、ラスパ
イレス指数向上のため、給料表の運用見直しが必要である。

これらのことから、給与の適正化を図り、今後、給与制度の見直しを検討していくこととする。

Ⅱ 行財政改革の推進事項

2. 施設の適正な管理運営等に関すること

■取組項目及び取組内容

①施設の統廃合

- 施設の廃止や統合による施設量の適正化に取り組むとともに、民間活力の導入等を踏まえた施設の効率的な管理運営に努める。
- 検討結果に基づき、計画的な施設の統廃合に努めるとともに、統廃合による管理運営上の効果の把握に努める。
- 公共施設等総合管理計画や個別計画の方向性等を踏まえながら、公共施設における延床面積の縮小に取り組む。

②民間活力の導入・推進

- 住民サービスの向上と施設管理における業務の効率化を図るため、基本的な考え方や指標を定め、民間活力の導入を検討する。
- 指定管理者制度に移行している施設については、制度導入後における利用者の満足度や管理運営上の効果等について、現状の把握とその可視化に努める。
- 民間活力の導入にあたっては、現在利用されている施設だけでなく、利活用の観点から今後廃止等が見込まれる施設を含めて広く検討する。

■添付資料

那珂川町施設統廃合基本方針

民間活力の導入・推進方針

公の施設における施設管理基準

施設管理一覧表（検討結果）

■取組の工程表

推進事項	取組項目	主な取組内容	実施予定年度				
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
2. 施設の適正な管理運営等に関すること	①施設の統廃合	施設の廃止	1 施設			1 施設	4 施設
		施設の一部廃止					5 施設
		統廃合の検討	事務事業の見直しと併せて検討				
	②民間活力の導入・推進	指定管理へ移行		2 施設			
		民間活力の導入検討	事務事業の見直しと併せて検討				

那珂川町施設統廃合基本方針

1 現 状

那珂川町における施設については、町の合併に伴い同種・同様な施設が存在することや、老朽化する施設が多く、財政状況に応じた合理的でバランスのとれた施設配置の構築を図るため、地域住民との合意形成により、施設の統廃合を進めてきたところである。

しかし、人口減少に伴う少子高齢化が益々進行していることに加え、日々変化する社会情勢への対応など、町の行財政を取り巻く環境は厳しい状況が続いていることから、更なる施設の統廃合及び再編整備等が求められている。

このようなことから、将来の町の状況を見据え、住民が必要とする行政サービスが提供できるよう、効率的な施設のあり方を更に検討する必要がある。

2 統廃合の基本理念

上記の現状を踏まえ、施設の統廃合については、「那珂川町公共施設等総合管理計画」に基づくとともに「第4次那珂川町行財政改革大綱」に沿って次の3項目の基本理念を設定し点検、検討するものとする。

(1) 社会環境の変化に対応した施設の効率的運営

町行政を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しており、それとともに町民ニーズは多様化・高度化していることから、町としてはこれらの町民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、施設のより効率的な運営を図る。

(2) 町の現状に応じた施設量の適正化

町における人口減少や人口構成の変化、施設の需要量、地域の特性などを勘案した施設の適正量を検討する。

(3) 地域住民に理解された施設の統廃合

町の財政状況、施設の必要性を地域住民とよく協議し、多方面から理解された施設の統廃合を検討する。

3 具体的な検討手順

施設の統廃合を検討するに当たり、(1) 施設の廃止、(2) 施設の統合、(3) 施設の存続の手順で進めていくものとする。

(1) 施設の廃止

施設の必要性の検証

社会経済情勢の変化、町民ニーズの低下、法令等の見直し等により、施設の必要性が薄れているものについては、施設の廃止を検討する。

① 施設の点検

次の事項により、施設の廃止を検討する。

ア 行政が施設を所有し、継続して管理することの妥当性

・町としての本来の業務を行う施設であり、法令等の規定により所有し維持管理すべき施設であるか。

・国・県等の政策的なもので補助事業により整備され、その要件として継続して町管理が義務づけられているものか。

イ 民間あるいは他の実施主体への譲渡

・町以外に管理を任せることができる民間企業、NPO法人等の管理主体がないか。

ウ 施設の老朽化による、財産的価値の減少と施設の安全性

・施設の耐用年数等から判断して、財産的価値が極端に小さくなっていないか。

・維持管理面で修繕に相当の費用がかかっているか。

・施設の老朽化等により高度の危険性が認められ、今後の修繕予定がない施設ではないか。

エ 施設の需要量と必要性

・人口減少に伴う地域の現状や施設の需要量を踏まえた施設の必要性は薄れていないか。

オ 施設廃止についての地域住民の合意形成

・施設を廃止した場合、地域住民との理解・協力を得ることはできるか。

(2) 施設の統合

複数ある施設を統合できないか

町内に同種・同様な施設が複数ある場合等で、廃止しても行政サービスが維持でき、さらに効率的な運営が図れる見込みのあるものについては統合する。

① 施設の点検

次の事項により、施設の統合について検討する。

ア 複数の同種・同様な施設の存在

・複数存在する必要性はあるか。

・位置的なバランスは適正か。

イ 行政サービスの継続性

・地域住民にとって施設統合により行政サービスを維持できるか。

・統合することにより、新たな行政サービスの提供、効率的な運営ができるか。

ウ 施設統合についての地域住民の合意形成

・施設を統合することにより廃止される施設について、地域住民の理解・協力を得ることはできるか。

(3) 施設の存続

存続する施設であっても、効率的運営を図る

廃止あるいは統合を検討した結果、従来のおり町の施設として今後も存続する必要があるもの。存続する施設については、常に効率的運営を図る。

民間活力の導入・推進方針

1 現 状

那珂川町における民間活力の導入については、多様化する町民ニーズに対して、行政サービスの質・量ともに確保しつつ、効率的かつ効果的な行政運営を実現するため、民間活力の積極的、効果的な導入を図ってきた。

民間活力の導入手法については、指定管理者制度や民間委託、民営化など、直営との比較を行い、最も適した導入手法を的確に選択することが求められているほか、民間から選ばれるよう、町の魅力度を上げることも重要である。

今後も、民間活力の導入・推進を図ることが効果的であると見込まれる場合は、その効果等の検証を行いながら積極的、計画的に推進を図っていくことが必要である。

2 民間活力の導入・推進に関する基本的な考え方

民間活力の導入・推進に当たっての基本的な視点は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住民サービスの維持・向上

民間事業者等の優れた技術、知識、経験等、民間活力を活用し、住民のニーズに応じた適切なサービスを迅速に実施することにより、住民サービスの維持・向上を図る。

(2) 行政運営の効率化

民間活力の導入により、業務執行体制の簡素・効率化と人件費等の経費節減及び事務処理の効率化を図る。

3 民間活力の導入検討の対象

(1) 町が主体となって実施すべき事務事業

民間活力の導入の検討に当たっては、適法性及び妥当性の観点から、次に掲げる事務事業は民間委託等に一般的になじまないものであり、町が主体となって直接実施するものとし、原則的には検討対象から除くものとする。

- ① 政策判断や意思決定に関わるもの（総合計画の策定、事業の企画、予算編成、例規の審査等）
- ② 公権力行使に判断を伴うものや行政指導的要素が高いもの（許認可、使用料及び手数料の強制徴収、過料の賦課等）
- ③ 法律等の規制があるもの（町税の賦課徴収、工事の監督・検査、家屋の調査等）
- ④ 予算執行等に関わるもの（予算経理、契約事務等）

- ⑤ 国、県、内部組織間等との調整に関わるもの（国、県、関係団体、内部組織との意見調整、協議等）
- ⑥ 公平性の確保が特に望まれるもの（不服申し立てに対する決定、徴収猶予、使用料等の減免事務等）
- ⑦ 機密性、プライバシーの保護の必要性が高いもの（税務、証明書等の交付、人事行政等）

上記以外のものについては、民間活力の導入の可能性がある事務事業とし、民間活力の導入を検討する。

4 民間活力の導入手法

(1) 指定管理者制度

公の施設の管理運営について、民間の能力を活用し、サービスの維持・向上や経費の節減を図るため、法人その他の団体であって町が指定する民間企業等にその施設の管理運営を委任すること。

【指定管理者制度の導入を検討すべき事務事業】

法律により、町が直接管理を行うこととされている施設以外の公の施設の管理運営業務について、サービスの向上や経費の節減が図られる場合は、制度の導入を検討する。

なお、検討に当たっては「公の施設における施設管理基準」に基づくものとする。

(2) 民間委託

町が行政責任を果たす上で必要な監督権などを保留しつつ、その事務事業を民間企業やNPO法人等に委託すること。

【民間委託を検討すべき事務事業】

住民サービスや各種の事務事業について、「町が直接実施する必要があるかどうか」また、「民間に委ねることによって質の向上や経費の削減などにより効率的な業務執行を図ることができないか」という視点から、民間委託を進める。

① 定型的業務

データ管理業務、受付、給付業務など

② 公共施設管理業務

庁舎等維持管理業務など

③ イベント等企画運営に関する業務

イベント・研修会等の企画・運営業務など

- ④ 専門的な知識や技術を要する業務
設計・測量業務、分析業務など

【民間委託の検討における留意事項】

- ① 委託する事務事業については、最も効率よく遂行できる業務単位となるように、検討を行うものとする。
- ② 民間委託等の受託者の選定に当たっては、相手側の業務執行能力など、その適格性について調査するとともに、事務事業の目的に沿った効果が最大限に発揮されるよう、幅広く検討することとする。
- ③ 入札の執行や契約の締結に際しては、競争性・透明性を確保した手続によるものとする。
- ④ 行政サービスの低下を招かぬよう、契約書や仕様書等により責任範囲を明確にするるとともに、業務の実施過程における町の監督権が機能するよう必要な措置をとるものとする。
特に、個人情報等の保護を必要とする業務や機密性の高い業務については、そのための担保や従業員教育の徹底などの措置をするなど適切な管理を行うものとする。
- ⑤ 民間委託を行った業務は、定期的にサービスの質や委託経費などについて、民間委託の効果を検証し、必要に応じて執行方法や委託料の積算について見直しを行うものとする。

(3) 民営化

市場競争原理が的確に働く領域において、「民間でできるものは民間で」という原則に基づき、施設の民間移譲等により、住民サービスの提供を民間が実施主体として担うこと。

【民営化を検討すべき事務事業】

民間の活動実態を把握し、民間で実施することができるものは民間に委ねることを基本方向として、民営化すべきものを精査する。

- ① 目的を既に達成し、町が実施主体となっても行う必要性が失われたもの。
- ② 法令等の改正により、行政が実施主体となる必要性が失われたり減少したりしているもの。
- ③ 町がサービスを提供するよりも民間がサービスを提供することがコストを含めたサービスの向上が期待できるもの。
- ④ 町の事務事業を廃止又は縮小することにより、民間によるサービスの拡大が期待できるもの。

- ⑤ 同一のサービスを提供する民間事業主体が多いもの又は行政が競合する必要性が薄れているもの。
- ⑥ 受益者負担を求めることができるもの。

【民営化における留意事項】

民営化にあたっては、民間によって提供されるサービスの価格と品質が確保できるか十分に検証する必要がある。

5 民間活力の導入後の評価

民間活力の導入を実施した事務事業については、その効果を可視化し、それが効果的であるか否か、定期的に評価・検証を行い、効果を得ているものについては、民間活力の維持・推進を図る。

公の施設における施設管理基準

■公の施設の管理主体に関する考え方

現在、町が直接管理運営を行っている施設について、当該施設のより効果的・効率的な管理運営のあり方や活用方法等について点検し、指定管理者制度等の導入の可能性を検討していくものとする。

■公の施設の管理運営の基準

1 指定管理者制度へ移行すべき施設

(1) 施設の特徴

- ① 特色ある年間事業の企画・立案や利用者のニーズに対応した新たな催し等によるサービス向上が見込まれる施設
- ② 施設の空きスペースの有効活用が見込まれる施設
- ③ 競争原理の導入、民間手法の導入等による管理経費の節減見込みが高い施設
- ④ 一定の施設処遇、運営管理方法が確立され、町の施策的関与のもとで指定管理者による適切な運営の見込みが高い施設

(2) チェック項目及び内容

① 住民サービスの向上及びノウハウの活用

民間の事業者等に任すことで、開館日、開館時間、施設で実施するソフト事業の充実など、サービス提供や施設の運営面において民間の事業者等のノウハウの活用が期待できる。

② 管理経費の節減

民間の事業者等に任すことでコスト削減が図れる可能性がある。

③ 行政が運営主体でなければならない必然性がない

利用の平等性、公平性（守秘義務の確保等を含む。）などについて、行政でなければ確保できない明確な理由がない。

④ 新たな発想の活用

民間の事業者等で、同種または類似のサービスを提供する事業者等が存在する。

⑤ 施設の専門性、特殊性等を勘案し民間運営が可能

施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間の事業者等による運営が可能である。

⑥ 受益者負担（使用料、利用料）により、施設運営を行うべき

税で負担すべきでなく、使用料・利用料金等により管理運営を行うべき収益的施設である。

2 直営方式を存続する施設

(1) 施設の特徴

- ① 町の主体的な施策展開、施設運営が必要な施設
- ② 清掃、植栽等業務委託で対応可能であり、民間能力の活用範囲が少ない施設
- ③ 施設の安全性確保、隣接する町施設との一体管理、セーフティネットとしての意義の

観点から、町の主体的管理が必要な施設

- ④ 運営のあり方を検討する間、直営によりサービス水準の確保が必要な施設

(2) チェック項目及び内容

- ① 施設の目的・機能などから判断

利用者の安心感や信頼性の確保、所有する情報の保護等の観点から直営で運営すべき施設である。

- ② 町の関与の必要性

行政機関としての性格が強く、直営で行うべきもの又は施設目的の再検討により町の直接関与を強めるもの。

- ③ 指定管理者制度の利点が見込めない

民間能力の活用の余地がなく、住民サービスの向上、経費削減効果などの利点が見込めない。

- ④ 個別の法律による制約

個別の法律により管理主体に対する制約が大きい。

3 民営化ないし施設の譲渡等をすべき施設

(1) 施設の特徴

- ① 町有施設として保有する意義が減少した施設

(2) チェック項目及び内容

- ① 町で保有する意義が薄れ、民営化等による運営を検討すべきである施設

一定のサービスの提供（処遇）方法が確立され、民間事業者の運営によるサービス基準の維持も可能である施設。

- ② 町有施設の位置づけが不要

条例廃止又は施設を譲渡しても影響がない。

■施設管理基準の運用

直営・外郭団体による管理運営委託に限らず、すべての公の施設について、上記基準に基づき項目をチェックする。

特に、上記項目のうち、1 (2) ④、⑤、⑥のいずれかに該当する施設については、民間事業者等による運営を念頭に入れて指定手続を行う必要がある。

また、町の直営施設についても、このチェックの結果も参考にしながら、民間事業者等との役割分担を行っていく。

■公の施設の管理運営チェック表

区分	No.	チェック項目	内容
1 指定管理者制度	1	住民サービスの向上及びノウハウの活用	民間の事業者等に任すことで、開館日、開館時間、施設で実施するソフト事業の充実など、サービス提供や施設の運営面において民間の事業者等のノウハウの活用が期待できる。
	2	管理経費の節減	民間の事業者等に任すことでコスト削減が図れる可能性がある
	3	行政が運営主体でなければならぬ必然性がない	利用の平等性、公平性など(守秘義務の確保等を含む)について、行政でなければ確保できない明確な理由がない
	4	新たな発想の活用	民間の事業者等で同種または類似のサービスを提供する事業者等が存在する
	5	施設の専門性、特殊性等を勘案し民間運営が可能	施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間の事業者等による運営が可能である
	6	受益者負担(使用料、利用料)で施設運営を行うべき	税で負担すべきでなく、使用料・利用料金により管理運営を行うべき収益的施設である
2 直営	1	施設の目的・機能などから判断	利用者の安心感や信頼性の確保、所有する情報の保護等の観点から直営で運営すべきもの
	2	町の関与の必要性	行政機関としての性格が強く、直営で行うべきもの又は施設目的の再検討により町の直接関与を強めるもの
	3	指定管理者制度の利点が見込めない	民間能力の活用の余地がなく、住民サービスの向上、経費削減効果などの利点が見込めないもの
	4	個別の法律による制約	個別の法律により管理主体に対する制約が大きい
3 施設の譲渡等 民営化しないし	1	町で保有する意義が薄れていて民営化等による運営を検討すべき施設	一定のサービスの提供(処遇)方法が確立されている施設で、民間事業者の運営によるサービス基準の維持も可能であることから、町で保有する意義が薄れてきたもの
	2	町施設の位置づけが不要	条例廃止又は施設を譲渡しても影響がないもの

施設管理一覧表（検討結果）

番号	現 施 設 名 称	主管課	今後の方向性		目 標	備 考
			施設管理の基本方向	管理手法の基本方向		
1	那珂川町役場本庁舎	総 務 課	存続	直営		
2	いきいき田舎暮らし体験住宅	企 画 財 政 課	存続	直営		
3	那珂川町お試しサテライトオフィス	企 画 財 政 課	存続	直営		
4	那珂川町ケーブルテレビ施設	ケーブルテレビ 放送センター	存続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成24年度から活用)
5	那珂川町公園墓地	生 活 環 境 課	存続	直営		
6	那珂川町小川墓地	生 活 環 境 課	存続	直営		
7	那珂川町馬頭総合福祉センター	健 康 福 祉 課	存続	直営		
8	那珂川町小川総合福祉センター (あじさいホール)	健 康 福 祉 課	存続	直営		
9	那珂川町小川総合福祉センター (すこやか共生館)	健 康 福 祉 課	存続	直営		
10	那珂川町小川総合福祉センター (園地)	健 康 福 祉 課	存続	直営		
11	那珂川町健康管理センター	健 康 福 祉 課	廃止	直営	令和6年度	
12	那珂川町高齢者生産活動施設	健 康 福 祉 課	存続	直営		馬頭総合福祉センターと一括 して管理
13	旧那珂川町子育て支援センターわかあゆ (わかあゆ認定こども園敷地内)	子 育 て 支 援 課	存続	直営		
14	那珂川町放課後児童クラブ (馬頭放課後児童クラブ：プレハブ)	子 育 て 支 援 課	存続	直営		
15	那珂川町放課後児童クラブ (小川放課後児童クラブ)	子 育 て 支 援 課	存続	直営		
16	那珂川町立なかのこ認定こども園	子 育 て 支 援 課	廃止	直営	令和4年度	
17	那珂川町立ひばり認定こども園	子 育 て 支 援 課	存続	直営		
18	那珂川町立わかあゆ認定こども園	子 育 て 支 援 課	存続	直営		
19	那珂川町當松ヶ丘住宅	建 設 課	一部廃止	直営	令和7年度	
20	那珂川町有松ヶ丘住宅	建 設 課	存続	直営		
21	那珂川町當清流住宅	建 設 課	廃止	直営	令和7年度	
22	那珂川町當富士山住宅	建 設 課	存続	直営		
23	那珂川町當古館住宅	建 設 課	一部廃止	直営	令和7年度	
24	那珂川町當大宝地住宅	建 設 課	存続	直営		
25	那珂川町當舟戸住宅	建 設 課	一部廃止	直営	令和7年度	
26	那珂川町當旭町住宅	建 設 課	一部廃止	直営	令和7年度	
27	那珂川町當薬利住宅	建 設 課	一部廃止	直営	令和7年度	
28	那珂川町當谷田住宅	建 設 課	存続	直営		
29	那珂川町當谷田上の原住宅	建 設 課	存続	直営		
30	那珂川町有ゆりがねハイツ	建 設 課	存続	直営		
31	那珂川町有上郷地住宅	建 設 課	廃止	直営	令和7年度	
32	那珂川町有南町住宅	建 設 課	存続	直営		
33	那珂川町有サン・コーポラス馬頭	建 設 課	存続	直営		

施設管理一覧表（検討結果）

番号	現 施 設 名 称	主管課	今後の方向性		目 標	備 考
			施設管理の基本方向	管理手法の基本方向		
34	馬頭公園	建 設 課	存続	直営		
35	那珂川町小川総合福祉センター (まほろばの湯湯親館)	産 業 振 興 課	存続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成19年度から活用)
36	那珂川町小川温泉源泉施設	産 業 振 興 課	存続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成19年度から活用)
37	那珂川町宿泊滞在施設 (ふるさとロッジ)	産 業 振 興 課	存続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成19年度から活用)
38	那珂川町交流用施設 (ふるさと交流館)	産 業 振 興 課	存続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成19年度から活用)
39	那珂川町地域農村文化体験施設 (手づくり体験館)	産 業 振 興 課	存続	直営		
40	那珂川町農産物展示販売施設 (まほろば直売所)	産 業 振 興 課	存続	直営		
41	那珂川町まほろば農園	産 業 振 興 課	存続	直営		
42	那珂川町小川農産物処理加工施設	産 業 振 興 課	存続	直営		
43	那珂川町農村公園 (谷川農村公園)	産 業 振 興 課	存続	直営		
44	那珂川町農村公園 (富山農村公園)	産 業 振 興 課	存続	直営		
45	那珂川町緑の交流空間施設 (大那地緑の交流館)	産 業 振 興 課	存続	直営		宿泊機能を廃止 (平成29年度から)
46	那珂川町すくすくの森公園	産 業 振 興 課	存続	直営		
47	那珂川町すくすくの森特産品生産施設	産 業 振 興 課	存続	直営		
48	那珂川町林業者等生活環境施設 (すくすくの森展示館)	産 業 振 興 課	存続	直営		
49	那珂川町すくすくの森管理棟	産 業 振 興 課	存続	直営		
50	那珂川町農村活性化施設 (和見農村活性化施設)	産 業 振 興 課	存続	直営		
51	那珂川町農村活性化施設 (小口農村活性化施設)	産 業 振 興 課	存続	直営		
52	那珂川町農村活性化施設 (大山田下郷農村活性化施設)	産 業 振 興 課	存続	直営		
53	那珂川町農村活性化施設 (矢又農村活性化施設)	産 業 振 興 課	存続	直営		
54	那珂川町林業者等生活環境施設 (大山田上郷集会施設)	産 業 振 興 課	存続	直営		
55	霧ヶ岳親水施設	産 業 振 興 課	存続	直営		
56	那珂川町イノシシ肉加工施設	産 業 振 興 課	存続	直営		
57	那珂川町ふるさとの森公園 (ふれあいの舎)	産 業 振 興 課	存続	直営		
58	那珂川町神田城跡隣接小公園	産 業 振 興 課	存続	直営		
59	那珂川町菅温泉ゆりがねの湯	産 業 振 興 課	存続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成26年度から活用)
60	那珂川町ゆりがねの湯定住センター	産 業 振 興 課	存続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成26年度から活用)
61	那珂川町特産品展示販売施設 (扇の館)	産 業 振 興 課	存続	直営		
62	那珂川町青少年旅行村	産 業 振 興 課	存続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成28年度から活用)
63	那珂川町観光センター (情報発信施設)	産 業 振 興 課	存続	直営		
64	那珂川町ふるさと館	産 業 振 興 課	存続	直営		
65	那珂川町ふるさとの森公園	産 業 振 興 課	存続	直営		
66	那珂川町ふるさとの森公園 (匠の館)	産 業 振 興 課	存続	直営		

施設管理一覧表（検討結果）

番号	現 施 設 名 称	主管課	今後の方向性		目 標	備 考
			施設管理の基本方向	管理手法の基本方向		
67	那珂川町ふるさとの森公園 (民俗資料館)	産 業 振 興 課	存 続	直 営		
68	那珂川町カタクリ山公園	産 業 振 興 課	存 続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成27年度から活用)
69	まほろばキャンプ場	産 業 振 興 課	存 続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成29年度から活用)
70	那珂川町水道事業施設 (上水道施設)	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
71	那珂川町水道事業施設 (小砂地区営農飲雑用水施設)	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
72	那珂川町水道事業施設 (富山地区簡易水道施設)	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
73	那珂川町水道事業施設 (矢又地区簡易水道施設)	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
74	那珂川町水道事業施設 (大那地区簡易水道施設)	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
75	那珂川町水道事業施設 (東部地区簡易水道施設)	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
76	那珂川町水道事業施設 (中部地区簡易水道施設)	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
77	那珂川町水道事業施設 (北部地区簡易水道施設)	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
78	那珂川町水道事業施設 (南部地区簡易水道施設)	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
79	那珂川町水道事業施設 (西部地区簡易水道施設)	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
80	那珂川町公共下水道施設	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
81	那珂川町特定環境保全公共下水道施設	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
82	那珂川町北向田農業集落排水施設	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
83	那珂川町三輪地区農業集落排水施設	上 下 水 道 課	存 続	直 営		
84	那珂川町立馬頭小学校	学 校 教 育 課	存 続	直 営		馬頭西小学校を統合 (平成30年度)
85	那珂川町立馬頭東小学校	学 校 教 育 課	存 続	直 営		
86	那珂川町立小川小学校	学 校 教 育 課	存 続	直 営		
87	那珂川町立馬頭中学校	学 校 教 育 課	存 続	直 営		
88	那珂川町立小川中学校	学 校 教 育 課	存 続	直 営		
89	那珂川町学校給食センター	学 校 教 育 課	存 続	直 営		
90	那珂川町地域集会施設 (多目的集会施設和見集会所)	生 涯 学 習 課	廃 止	直 営	令和3年度	
91	那珂川町地域集会施設 (多目的集会施設久那瀬集会所)	生 涯 学 習 課	存 続	直 営		
92	那珂川町地域集会施設 (多目的集会施設松野集会所)	生 涯 学 習 課	存 続	直 営		
93	那珂川町地域集会施設 (多目的集会施設富山集会所)	生 涯 学 習 課	存 続	直 営		
94	那珂川町地域集会施設 (馬頭東部地区コミュニティセンター)	生 涯 学 習 課	存 続	直 営		
95	那珂川町地域集会施設 (田町地区コミュニティセンター)	生 涯 学 習 課	存 続	直 営		
96	那珂川町地域集会施設 (小砂地区コミュニティセンター)	生 涯 学 習 課	存 続	直 営		
97	那珂川町地域集会施設 (コミュニティ施設松ヶ丘集会所)	生 涯 学 習 課	存 続	直 営		
98	那珂川町地域集会施設 (大内地区生活改善センター)	生 涯 学 習 課	存 続	直 営		
99	那珂川町地域集会施設 (大山田上郷生活改善センター)	生 涯 学 習 課	存 続	直 営		

施設管理一覧表（検討結果）

番号	現 施 設 名 称	主管課	今後の方向性		目 標	備 考
			施設管理の基本方向	管理手法の基本方向		
100	那珂川町小川公民館	生涯学習課	存続	直営		
101	那珂川町子どもの森	生涯学習課	存続	直営		
102	那珂川町馬頭郷土資料館	生涯学習課	存続	直営		
103	那珂川町小川郷土館	生涯学習課	存続	直営		
104	那珂川町馬頭広重美術館	生涯学習課	存続	直営		
105	那珂川町馬頭図書館	生涯学習課	存続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成30年度から活用)
106	那珂川町小川図書館	生涯学習課	存続	指定管理者制度		指定管理者制度 (平成30年度から活用)
107	那珂川町馬頭運動場	生涯学習課	存続	直営		
108	那珂川町大山田下郷運動場	生涯学習課	存続	直営		
109	那珂川町小川運動場	生涯学習課	存続	直営		
110	那珂川町小川南運動場	生涯学習課	存続	直営		
111	那珂川町総合体育館	生涯学習課	存続	直営		
112	那珂川町馬頭西体育館	生涯学習課	存続	直営		
113	那珂川町健武体育館	生涯学習課	廃止	直営	令和7年度	
114	那珂川町武茂体育館	生涯学習課	廃止	直営	令和7年度	
115	那珂川町谷川体育館	生涯学習課	存続	直営		
116	那珂川町大山田体育館	生涯学習課	存続	直営		
117	那珂川町小川体育館	生涯学習課	存続	直営		
118	那珂川町小川南体育館	生涯学習課	存続	直営		
119	那珂川町小川庭球場	生涯学習課	存続	指定管理者制度	令和4年度	
120	那珂川町小川武道館	生涯学習課	存続	直営		
121	那珂川町小川弓道場	生涯学習課	存続	直営		
122	那珂川町御霊神社弓道場	生涯学習課	存続	直営		
123	那珂川町なす風土記の丘資料館	生涯学習課	存続	直営		
124	那珂川町屋内水泳場	生涯学習課	存続	指定管理者制度	令和4年度	

Ⅱ 行財政改革の推進事項

3. 事務事業の見直し等に関すること

■取組項目及び取組内容

①事務事業の見直し

- 事務事業の見直しにあたっては、見直しに必要な視点や取組の方向性を明確にしたうえで、事務事業の見直しに取り組む。
- 事務事業の見直しについては、以下に掲げる取組項目なども総合的に勘案しながら、効果的な事務事業の見直しに努める。
- 事務事業の見直しが行政サービスの低下を招かないよう、段階的に事業の廃止や縮小を検討するほか、町の将来を見据えた事業内容の見直しに取り組む。
- 業務効率化のため、A I ・ R P A の導入をはじめ、効果的な手法や取組についての調査・研究を進める。
- 事務事業については、方針や取組の方向性などについて、毎年度見直しを行い効率的な事務事業の推進に取り組む。

②行政評価の推進

- 行政評価の必要性や重要性について、庁内全体での共通理解を深めるとともに、職員一人ひとりが財政運営を意識した、行政評価の適正かつ効果的な運用を図る。
- 事務事業における取組の成果や効果などの評価・検証を行い、行政サービスの向上に向けた業務の改善と事務事業の見直しに取り組む。
- 総合振興計画や個別計画などに基づく計画的な事務事業の執行と、行政評価の両立により、P D C A サイクルの確立を目指す。

③自主財源の確保

- 自主財源の確保が厳しくなる中で行政サービスを維持するため、自主財源の確保に向けた取組の推進や新たな対策などを検討する。
- 自主財源の確保のため、町税等における納付方法の多様化を図るとともに、収納対策の強化に取り組む。
- 受益者負担の適正化と住民負担の公平性を確保するため、計画的な使用料及び手数料の見直しに取り組む。
- 自主財源の確保につなげるため、各分野における未利用公共施設の有効活用を推進するとともに、未利用公共施設の削減に取り組む。

④補助金交付の見直し

- 補助金の交付については、交付に係る判断基準や見直し等の方法を定めるなど、補

助の根拠を明確にした予算の執行と適正化を図る。

- 補助金の効率的かつ効果的な運用を図るため、補助の期間を設けるなど定期的な補助金の見直しに取り組む。
- 各課における補助金の見直し状況を把握するとともに、事務事業の見直しと併せた計画的な見直しに取り組む。

⑤共同事務処理の見直し

- 合理的な行政運営と効率的で健全な財政運営のため、広域的かつ長期的な視点から共同事務処理の見直しを図る。
- 構成自治体とも連携しながら、広域行政事務組合における事務処理の在り方や業務内容の見直しなどを検討する。
- その他事務事業の見直し等に関して、行財政改革につながる有効な事項について調査研究を行う。

■添付資料

事務事業の見直し方針

事務事業の見直し結果一覧

那珂川町補助金等交付基準

町単独補助金等一覧

■取組の工程表

推進事項	取組項目	主な取組内容	実施予定年度				
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
3. 事務事業の見直し等に関する こと	①事務事業の見直し	取組の方向性を見直し	継続	「取組の方向性」は毎年度見直し			
	②行政評価の推進	行政評価の効果的運用	継続				
	③自主財源の確保	未利用公共施設の活用		1施設			
	④補助金交付の見直し	見直し状況の把握	継続	見直し状況の把握（毎年度）			
	⑤共同事務処理の見直し	共同事務の調査研究	継続				

事務事業の見直し方針

1 目的

これまでの事務事業については、事業の必要性や事業効果などを総合的に勘案しながら、事業の廃止や縮小に取り組んできたほか、補助金等の交付についても、統一的な交付基準や補助期間を設けた効果的な見直しに努めるなど、事務事業の見直しを進めてきたところです。

こうした取組により、事務事業においては財政効果を中心に一定の成果を上げてきたところではありますが、那珂川町においては、人口減少や少子高齢化により自主財源の確保が困難になるなど、厳しい財政状況が続いていくことが予想されます。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめ、人口減少等による新たな行政課題や行政ニーズへの対応も求められることから、必要な行政サービスを維持していくためには、引き続き、事務事業について必要な見直しや検討を行い、歳出を抑制していく必要があります。

事務事業の見直しについては、行政サービスの向上と持続可能な財政運営を念頭に置きながら、単に事務事業を廃止・縮小するだけでなく、経常経費の見直しや事務の効率化が図られるよう様々な視点から検討を行い、取組の方向性を示すことで効果的な事務事業の推進を図ることを目的とします。

2 対象事業

事務事業の見直しは、一般会計における全ての事務事業を対象とします。

3 見直し方法

事務事業の見直しにあたっては、別表の「事務事業の見直し基準」に基づき、各項目ごとにおける「見直しの視点」を踏まえて検討を行い、「取組の方向性」を位置付けることとします。

検討の結果、取組の方向性が示された事務事業については、その方向性を踏まえて必要な見直しを行うとともに、それに向けた検討を進めます。

4 行政評価における見直し

町では、振興計画における各種施策の総合的かつ計画的な推進のため、事務事業ごとに事業計画調書を作成し、5か年先を見据えた事務事業の方向性や、当初予算編成における各課の予算要求基準額を設定するなど、計画的な事務事業の推進に努めることとします。

(1) 事業計画調書の作成

各事務事業については、行政評価に各事務事業における問題点や課題を把握しながら、必要な改善や見直しにつなげるため、事業計画調書を作成することにより、事務事業におけるPDCAサイクルの確立に努めます。

(2) 事業計画ヒアリング

庁内での共通認識を図るため、事務事業の方向性や取組等について、企画財政課と各担当課においてヒアリングを行います。事業計画ヒアリングについては、事業内容の必要性や公平性、緊急性、進捗状況などを総合的に勘案しながら、事業内容について検討を行い、各種施策の計画的かつ効果的な推進を図ります。

(3) 行政評価と事務事業の見直し

行政評価における事業計画調書の作成や事業計画ヒアリングについては、毎年度、概ね以下のスケジュールにより実施します。行財政改革における事務事業の見直しについては、行政評価とも連携をしながら、必要な見直しや検討などに取り組むこととします。

時 期	行政評価の内容	行財政改革における事務事業の見直し
7月	決算審査 ○事業効果の評価・検証	
8月上旬～	○事業計画調書の作成依頼 ○事業計画調書の作成【各課・局】 (事業内容の見直し、事業費の概算 など)	○「事務事業の見直し方針」を踏まえた見直し・検討
9月中旬～ 10月中旬	○事業計画ヒアリング (事務事業について各課とヒアリングを実施)	○見直し・検討内容の確認
11月	予算編成方針案の作成 予算要求【各課・局】 (事業計画を踏まえた予算要求)	○「事務事業の見直し方針」の点検及び見直し
12月	予算要求ヒアリング (予算要求について各課とヒアリングを実施)	
3月	当初予算案(議案提出)	

5 点検及び見直し

「事務事業の見直し方針」及び「事務事業の見直し基準」については、事務事業の効果的な推進を図るため、定期的に点検を行うとともに、必要に応じて見直しを加えることとします。

また、各事務事業における「取組の方向性」についても、行政評価や事業計画のヒアリングを踏まえながら随時見直しを行い、事務事業の効果的な推進を図ります。

事務事業の見直し基準

項目	見直しの視点	取組の方向性
事業事業の見直し・効率化	①少子高齢化や人口減少等を勘案する必要がある事務事業 ②過去5年間における当初予算額が増加している事務事業 ③費用対効果による検討が必要な事務事業 ④事務の効率化を検討する必要がある事務事業 ⑤民間活力の導入により経費の削減が見込める事務事業 ⑥施設（設備）の維持管理経費の削減が見込める事務事業 ⑦人件費の見直しにより経費削減が見込める事務事業 ⑧他の事務事業との連携により経費の削減が見込める事務事業	事業内容の見直し 経費の削減 効率化の検討 民間活力の導入検討 施設等の在り方検討 人件費の見直し 廃止または縮小 統合・移管 など
自主財源の確保	⑨人口減少等により収納率の低下が見込まれる事務事業 ⑩利用者の減少等により受益者負担の見直しが必要な事務事業 ⑪未利用公共施設の利活用が見込める事務事業 ⑫新たな財源の確保が見込める事務事業	収納率の向上 受益者負担の見直し 未利用施設の利活用 新たな財源の確保 など
共同事務処理の見直し	⑬負担金等の見直しが必要な事務事業 ⑭事務の広域化により経費の削減が見込める事務事業 ⑮共同事務処理の検討が必要な事務事業	負担金の削減 広域化の検討 共同事務処理の検討 など
補助金等 の見直し	補助金交付の見直しについては、別途策定する交付基準により見直しに取り組むこととします。	

事務事業の見直し結果一覧

(単位：千円)

所属名称	計画事業名称	当初予算額						視点	取組の方向性	備考
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度			
議会事務局	議員人件費	65,528	60,907	63,021	60,259	59,921	59,126			
議会事務局	議会活動費	4,169	3,967	4,723	6,818	6,956	7,481			
議会事務局	監査委員費	454	532	532	532	532	532			
総務課	公共交通確保対策事業費	26,835	22,500	22,500	22,182	22,282	22,282	①	事業内容の見直し	
総務課	交通指導員費	4,973	4,973	5,053	5,023	5,046	5,202			
総務課	交通安全対策費	259	259	1,402	584	696	580			
総務課	交通安全施設整備費	1,620	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600			
総務課	防犯交通安全対策諸費	1,338	1,331	1,331	1,312	1,312	1,312	補	補助金交付の見直し	
総務課	防犯対策費	7,005	6,645	6,809	6,811	6,884	6,860			
総務課	常備消防費	354,770	326,673	328,198	327,319	333,071	331,750	⑬	広域負担金の削減	
総務課	消防管理運営費	50,681	50,681	61,457	49,815	50,381	50,073	⑥補	施設等の在り方検討、補助金交付の見直し	
総務課	消防施設整備事業費	51,780	34,266	56,695	55,065	47,971	23,546	①⑥	事業内容の見直し、施設等の在り方検討	
総務課	水防対策費	155	155	155	155	155	155			
総務課	災害対策費	1,248	1,648	1,648	2,327	4,392	1,660			
総務課	特別職人件費	38,179	38,734	38,978	41,357	42,678	40,087			
総務課	職員人件費	1,478,636	1,456,460	1,405,088	1,371,156	1,367,491	1,333,137	⑦	人件費の見直し	
総務課	総務管理費	37,022	39,551	38,621	39,372	46,222	47,275	補	補助金交付の見直し	
総務課	一般管理諸費	30,113	31,779	32,049	33,969	29,940	32,298	⑬	広域負担金の削減	
総務課	文書費	27,665	28,433	27,866	27,354	27,300	28,508	補	補助金交付の見直し	
総務課	庁舎維持管理費	20,710	35,021	42,651	37,027	36,689	35,284	⑥	施設等の在り方検討	
総務課	町有財産管理費	39,571	36,449	184,963	34,030	31,305	31,065	⑧⑩	事業内容の見直し、未利用施設の利活用	
総務課	庁舎整備事業	1,457,587	65,153							
総務課	土地開発基金費	200	0	0	0	0	0			
総務課	選挙管理委員会運営費	1,448	1,448	1,234	1,257	1,257	1,295			
総務課	町長選挙費	0	8,980	0	0	0	12,462			
総務課	参議院議員通常選挙費	11,000	0	0	11,000	0	0			
総務課	栃木県知事選挙費	10,500	0	0	0	10,962	0			
総務課	栃木県議会議員選挙費	0	0	2,200	7,300	0	0			
総務課	衆議院議員総選挙費	0	0	0	0	0	11,100			
総務課	町議会議員選挙費	0	0	11,600	0	0	0			
会計課	会計管理諸費	415	415	447	476	498	755			
企画財政課	広報費	4,123	7,417	7,199	4,082	6,117	4,911			

事務事業の見直し結果一覧

(単位：千円)

所属名称	計画事業名称	当初予算額						視点	取組の方向性	備考
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度			
企画財政課	企画管理費	1,319	638	315	2,424	3,361	1,633			
企画財政課	行政システム費	29,720	32,992	32,084	34,843	36,730	32,924			
企画財政課	情報システム管理費	19,248	27,682	29,024	28,621	28,171	25,674	⑥	施設等の在り方検討	
企画財政課	財政管理諸費	845	845	700	700	700	700			
企画財政課	財政調整基金費	1,900	1,500	1,500	1,000	1,000	500			
企画財政課	減債基金費	400	400	400	400	400	200			
企画財政課	地域振興基金費	800	980	900	600	500	300			
企画財政課	合併振興基金費	2,000	600	800	500	500	200			
企画財政課	基幹統計調査費	1,119	861	1,183	6,141	6,969	1,135			
企画財政課	町債償還元金	819,397	838,771	836,173	994,219	1,048,736	1,068,038			
企画財政課	町債償還利子	83,871	87,116	66,436	49,530	39,182	29,778			
企画財政課	一時借入金利子	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			
企画財政課	町債償還手数料	1	1	1	1	1	1			
企画財政課	土地取得費	1	1	1	1	1	1			
企画財政課	予備費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000			
企画財政課	産学官連携事業費	520	520	520	520	800	1,315			
企画財政課	まちづくり諸費	32,067	28,126	25,162	24,143	22,514	29,003	⑫補	新たな財源の確保、補助金交付の見直し	
企画財政課	地域おこし協力隊事業費	23,571	27,020	25,020	25,000	27,000	23,000	補	補助金交付の見直し	
企画財政課	移住定住促進事業費				6,840	14,807	15,227	補	補助金交付の見直し	
企画財政課	ケーブルテレビ事業特別会計繰出金	358,000	355,000	305,669	107,690	105,960	141,300			
税務課	税務総務諸費	5,713	6,879	5,430	5,601	2,681	2,509	⑩	受益者負担の見直し	
税務課	課税事務費	33,884	23,649	32,559	36,200	24,930	33,054	①	事業内容の見直し	
税務課	徴収事務費	19,645	19,466	19,527	14,329	14,522	15,001	⑨	収納率の向上	
住民課	後期高齢者医療費	273,046	266,686	272,133	254,567	255,450	249,393			
住民課	後期高齢者医療広域連合負担金	9,162	9,148	10,311	9,562	9,496	9,216			
住民課	老人保健医療事業費	51	51							
住民課	国民健康保険特別会計繰出金	120,000	120,000	120,000	144,000	130,000	129,000			
住民課	国民年金諸費	43	43	389	214	43	483			
住民課	電算処理費	13,232	14,905	12,937	22,361	13,250	13,682			
住民課	戸籍住民基本台帳諸費	633	3,451	1,107	1,394	1,788	1,400			
住民課	住民生活諸費	2,086	1,720	1,689	379	370	331	補	補助金交付の見直し	
住民課	個人番号カード交付事業費	1,618	6,098	3,010	1,950	1,997	8,422	④	効率化の検討	

事務事業の見直し結果一覧

(単位：千円)

所属名称	計画事業名称	当初予算額						視点	取組の方向性	備考
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度			
健康福祉課	健康づくり費	1,126	1,089	1,144	1,522	2,577	3,370			
健康福祉課	健康管理センター管理費	2,831	2,831	2,225	2,156	2,297	2,295	⑥	施設等の在り方検討	
健康福祉課	精神障害者居宅生活支援事業費	520	760	1,167	782	782	817			
健康福祉課	衛生総務諸費	95,290	94,310	98,621	97,794	102,454	110,692	⑬補	広域負担金の削減、補助金交付の見直し	
健康福祉課	健康増進事業費	33,179	30,301	30,092	29,122	31,791	33,223			
健康福祉課	感染症予防費		26,279	25,756	21,680	27,556	29,845			
健康福祉課	新型コロナウイルスワクチン接種事業費						34,380			
健康福祉課	民生委員活動費	3,819	3,699	3,699	3,879	3,878	3,818	補	補助金交付の見直し	
健康福祉課	災害見舞金支給事業費	200	200	200	200	200	200			
健康福祉課	福祉基金費	600	600	200	100	100	100			
健康福祉課	福祉諸費	39,377	39,277	47,390	37,770	37,692	41,046	補	補助金交付の見直し	
健康福祉課	地域見守りネットワーク事業	321	444	740	902	446	446	①	事業内容の見直し	
健康福祉課	重度心身障害者医療費	28,000	28,000	27,000	27,000	27,013	27,000			
健康福祉課	特定疾患患者見舞金	4,680	4,680	4,680	4,536	4,536	4,536			
健康福祉課	障害者福祉サービス事業費	259,926	319,942	351,003	350,951	361,089	391,134			
健康福祉課	障害者地域生活支援事業費	49,320	45,831	41,233	41,201	46,907	46,845			
健康福祉課	障害者補装具費	1,500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000			
健康福祉課	障害者自立支援医療給付費	30,029	26,022	23,020	21,833	15,314	17,838			
健康福祉課	障害支援区分認定等事務費	1,606	1,606	1,732	1,650	1,690	1,832			
健康福祉課	障害福祉計画策定業務費	0	571	0	0	0	0			
健康福祉課	障害者福祉諸費	549	386	984	1,126	1,295	860	補	補助金交付の見直し	
健康福祉課	老人措置費	40,628	42,023	36,023	30,923	29,534	29,536			
健康福祉課	高齢者緊急一時保護費	0	135	135	老人措置事業に統合					
健康福祉課	老人クラブ等社会活動推進事業費	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	補	補助金交付の見直し	
健康福祉課	敬老会費	12,643	12,887	12,856	12,353	14,155	12,770	①補	事業内容見直し、補助金交付の見直し	
健康福祉課	シルバー人材センター費	7,100	7,100	7,100	8,126	8,700	8,700	補	補助金交付の見直し	
健康福祉課	老人福祉諸費	1,199	31	1,702	131	131	131			
健康福祉課	高齢者保健福祉計画等策定事業費	0	284	0	0	0	0			
健康福祉課	馬頭総合福祉センター施設管理費	19,940	20,847	19,395	22,488	24,360	22,302	⑥	施設等の在り方検討	
健康福祉課	小川総合福祉センター施設管理費	31,421	28,596	36,528	71,633	26,806	27,004	⑥	施設等の在り方検討	
健康福祉課	軽度・中程度難聴児補聴器購入費等助成事業費	100	100	100	100	100	100			
健康福祉課	地域づくり推進事業費				13,400	19,225	13,059			

事務事業の見直し結果一覧

(単位：千円)

所属名称	計画事業名称	当初予算額						視点	取組の方向性	備考
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度			
健康福祉課	ふるさと支援センター事業費					1,100	0			
健康福祉課	介護予防費	6,852	5,729	5,197	5,371	5,914	5,914	①	事業内容の見直し	
健康福祉課	介護保険特別会計繰出金	257,188	249,875	265,926	264,776	286,939	287,696			
子育て支援課	児童手当支給事業費	220,460	201,460	190,960	178,574	175,468	159,495			
子育て支援課	放課後児童クラブ運営事業費	12,222	44,921	57,071	27,700	37,261	37,550	⑥⑧	施設等の在り方検討、経費の削減	
子育て支援課	児童措置諸費	12,856	13,855	16,252	15,003	15,756	13,633			
子育て支援課	遺児手当支給事業費	360	360	児童措置諸費に統合						
子育て支援課	子育て支援センター管理運営事業費	2,781	5,309	5,325	5,097	9,426	6,998			
子育て支援課	こども医療費	34,200	34,200	36,000	36,000	36,000	36,000			
子育て支援課	妊産婦医療費	2,400	2,400	2,400	2,000	2,000	2,000			
子育て支援課	ひとり親家庭医療費	6,000	5,000	5,000	4,500	4,000	3,500			
子育て支援課	養育医療費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			
子育て支援課	育成医療費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			
子育て支援課	母子等福祉諸費	2,633	2,632	2,622	2,630	2,638	2,638			
子育て支援課	認定こども園整備費	380,000								
子育て支援課	ひばり幼稚園管理費	10,463	認定こども園として新設							
子育て支援課	小川幼稚園管理費	5,299	認定こども園として統合							
子育て支援課	大内保育園費	4,050	認定こども園として統合							
子育て支援課	南保育園費	3,350	認定こども園として統合							
子育て支援課	中央保育園費	14,943	認定こども園として新設							
子育て支援課	わかあゆ保育園費	18,700	認定こども園として新設							
子育て支援課	なかのこ認定こども園費		16,925	15,279	14,449	13,479	12,944	①⑥	民間活力の導入検討、施設等の在り方検討	
子育て支援課	ひばり認定こども園費		19,005	20,219	19,300	19,151	19,389	①⑥	民間活力の導入検討、施設等の在り方検討	
子育て支援課	わかあゆ認定こども園費		26,413	25,870	25,824	28,986	26,806	①⑥	民間活力の導入検討、施設等の在り方検討	
子育て支援課	認定こども園諸費	76,378	130,535	131,909	114,855	129,817	127,329	①⑤⑦	民間活力の導入検討、人件費の見直し	
子育て支援課	母子保健事業費	14,643	35,041	35,794	33,721	38,207	38,836	①補	事業内容の見直し、補助金交付の見直し	
子育て支援課	予防接種費	43,055	感染症予防費、母子保健事業費に組替							
子育て支援課	結婚促進事業費				4,000	4,000	4,000	補	補助金交付の見直し	
子育て支援課	子育て支援住宅運営事業費					29,760	29,760			
子育て支援課	子ども家庭総合支援拠点運営事業						3,434			
子育て支援課	子育て世帯特産品給付事業						0			
産業振興課	農業集落排水事業特別会計繰出金	35,849	35,558	34,558	34,558	33,486	34,078	⑨	受益者負担の見直し	

事務事業の見直し結果一覧

(単位：千円)

所属名称	計画事業名称	当初予算額						視点	取組の方向性	備考
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度			
産業振興課	農業総務諸費	2,169	1,964	2,072	2,128	2,589	13,094	補	補助金交付の見直し	
産業振興課	多面的機能支払交付事業費	15,502	14,142	13,952	14,552	13,077	12,807			
産業振興課	中山間地域等直接支払交付事業費	31,147	31,116	31,025	31,025	39,620	44,169			
産業振興課	中山間地農業ルネッサンス事業費	0	0	0	0	500	0			
産業振興課	農業振興諸費	21,898	39,119	30,392	25,428	28,047	29,989	補	補助金交付の見直し	
産業振興課	まほろば農園管理費	107	107	農業振興諸費に統合						
産業振興課	人・農地問題解決加速化支援事業費	61	61	農業振興諸費に統合						
産業振興課	畜産振興事業費	71,891	17,775	58,843	77,235	4,411	4,412	補	補助金交付の見直し	
産業振興課	町単農村振興事業費	500	0	0	0	0	0	補	補助金交付の見直し	
産業振興課	県単農業農村整備事業費	3,500	6,500	36,395	15,300	16,940	10,800			
産業振興課	農地諸費	8,731	7,763	7,675	10,479	56,683	22,709	補	補助金交付の見直し	
産業振興課	農業基盤整備促進事業費	75,250	5,000	17,913	30,600	0	1,050			
産業振興課	イノシシ肉加工事業費	17,169	16,399	19,639	25,219	30,936	32,685	⑤⑦	民間活力の導入検討	
産業振興課	中部中山間地域総合整備事業費	21,893	62,240	64,800	95,010	47,605	25,123			
産業振興課	松くい虫防除事業費	160	160	林業総務諸費に統合						
産業振興課	林業総務諸費	10,013	7,387	7,645	8,613	6,856	6,917	⑥	施設等の在り方検討	
産業振興課	林道維持管理事業費	7,700	25,580	13,100	600	600	2,100			
産業振興課	木材需要拡大事業費	3,000	3,000	18,000	18,000	18,000	18,000	補	補助金交付の見直し	
産業振興課	とちぎの元気な森づくり事業費	17,380	33,485	26,135	12,815	3,390	1,275			
産業振興課	水産業振興諸費	1,060	859	900	800	1,000	1,200	補	補助金交付の見直し	
産業振興課	基幹水利施設ストックマネジメント事業費	5,982	6,525	14,572						
産業振興課	森林整備地域活動支援交付金事業費	6,200	4,267							
産業振興課	地域特用林産物安定供給促進事業費	0	1,310							
産業振興課	農地・農業用施設災害復旧事業費	5	5	5	5	5	5			
産業振興課	林業用施設災害復旧事業費	5	5	5	5	5	5			
産業振興課	森林・山村多面的機能発揮対策事業費	0	0	611	480	595	983			
産業振興課	森林環境整備事業費	0	0	0	0	11,700	24,081	補	補助金交付の見直し	
産業振興課	地域雇用創出事業費	8,059	11,050	11,050	11,115	12,822	13,805			
産業振興課	商工総務諸費	384	520	366	534	376	383			
産業振興課	商工業振興費	36,829	37,999	38,519	42,254	38,901	19,565	補	補助金交付の見直し	
産業振興課	消費者行政費	1,951	1,932	2,048	2,139	2,136	2,236	補	補助金交付の見直し	
産業振興課	中小企業振興資金事業費	146,970	146,970	146,390	145,940	145,940	147,610	補	補助金交付の見直し	

事務事業の見直し結果一覧

(単位：千円)

所属名称	計画事業名称	当初予算額						視点	取組の方向性	備考
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度			
産業振興課	企業誘致推進費	75,866	90,787	109,320	110,799	107,664	89,906	補	補助金交付の見直し	
産業振興課	陸砂利採石監視員設置費	1,084	1,084	1,115	1,138	1,222	1,310			
産業振興課	観光施設管理費	26,532	32,211	23,878	28,963	29,603	45,555	⑥	施設等の在り方検討	
産業振興課	まほろばキャンプ場管理費	3,326	3,396							
産業振興課	扇の館管理費	3,419	819	815						
産業振興課	観光センター管理費	6,562	5,992	6,034	6,373	6,114	5,802	⑥	施設等の在り方検討	
産業振興課	ふるさとの森公園管理費	7,900	7,462	7,383	7,840	7,624	7,479	⑥	施設等の在り方検討	
産業振興課	観光諸費	15,070	19,906	24,665	29,401	41,416	45,758	④補	効率化の検討、補助金交付の見直し	
農業委員会	農業委員会活動費	8,021	7,899	9,662	10,388	10,247	10,724			
農業委員会	国有農地等管理処分事業費	100	140	140	140	140	140			
農業委員会	農業者年金業務費	543	516	605	566	578	550			
農業委員会	特例事業等事業	30	30	30	30	30	30			
農業委員会	機構集積支援事業	0	1,298	855	0	0	1,291			
建設課	地籍調査推進事業費	38,260	36,978	38,000	37,320	10,133	37,579	④	効率化の検討	
建設課	都市計画総務諸費	7,130	130	185	130	1,130	3,630			
建設課	道路台帳整備費	4,000	8,000	4,000	4,000	7,000	6,000			
建設課	土木総務諸費	5,930	5,620	4,451	5,479	4,360	4,361			
建設課	道路橋りょう総務諸費	5,894	5,529	5,529	6,539	5,898	5,787			
建設課	町道維持補修費	43,540	52,200	43,500	58,000	64,200	68,400			
建設課	地方道路交付金事業費	258,000	307,000	212,000	185,000	208,000	176,500			
建設課	町道改良舗装事業費	154,500	154,000	147,500	120,500	119,500	142,500			
建設課	橋りょう維持諸費	600	600	750	1,550	750	750			
建設課	道路・河川災害復旧事業費	5	5	5	5	5	5			
建設課	公園管理費	1,495	1,495	1,495	1,495	1,805	1,598	⑥	施設等の在り方検討	
建設課	住宅・建築物耐震改修等事業費	908	908	14,703	8,303	8,303	7,015			
建設課	町営・町有住宅等管理費	41,913	17,494	37,764	19,524	14,193	12,654	⑥⑩	施設等の在り方検討、受益者負担の見直し	
建設課	公共下水道事業費	227,257	223,167	224,407	220,268	207,533	197,654			
建設課	急傾斜地崩壊対策事業費	1	1	1	1	1	1			
学校教育課	教育委員会運営費	666	714	714	714	866	826			
学校教育課	教育委員会諸費	161	161	161	161	教育委員会運営費に統合				
学校教育課	事務局費	9,679	9,679	11,388	10,134	10,562	23,935	①	事業内容の見直し	
学校教育課	外国語指導助手設置費	10,800	10,800	10,800	13,800	20,000	20,000			

事務事業の見直し結果一覧

(単位：千円)

所属名称	計画事業名称	当初予算額						視点	取組の方向性	備考
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度			
学校教育課	奨学金運営費	8,688	8,688	6,672	6,622	6,458	4,749			
学校教育課	菊池俊男奨学金運営費	6,140	6,590	6,011	5,860	5,780	6,020			
学校教育課	教育委員会庶務(事務局諸費)	14,466	14,631	11,840	12,100	12,475	11,243			
学校教育課	馬頭小学校費(管理)	6,131	6,131	6,961	6,961	6,593	6,639			
学校教育課	馬頭東小学校費(管理)	4,813	4,616	4,803	4,716	4,185	4,378			
学校教育課	馬頭西小学校費(管理)	3,761	3,472	馬頭小学校に統合						
学校教育課	小川小学校費(管理)	6,471	6,109	5,750	5,991	5,607	5,689			
学校教育課	小学校学校管理諸費	110,404	113,124	112,420	119,095	122,725	122,643	①②⑦	事業内容の見直し、人件費の見直し、補助金交付の見直し	
学校教育課	馬頭小学校費(振興)	1,210	1,210	1,412	1,300	1,692	1,284			
学校教育課	馬頭東小学校費(振興)	728	1,029	804	796	973	716			
学校教育課	馬頭西小学校費(振興)	504	433	馬頭小学校に統合						
学校教育課	小川小学校費(振興)	1,479	908	866	876	1,495	855			
学校教育課	小学校教育振興諸費	5,139	5,800	6,713	6,574	20,382	7,587			
学校教育課	馬頭小学校施設整備費	25,000	0	0	11,000	3,000	4,200	⑥	施設等の在り方検討	
学校教育課	馬頭東小学校施設整備費	2,160	1,300	0	1,280	0	0	⑥	施設等の在り方検討	
学校教育課	馬頭西小学校施設整備費	0	0	馬頭小学校に統合						
学校教育課	小川小学校施設整備費	3,000	1,300	0	490	0	0	⑥	施設等の在り方検討	
学校教育課	馬頭中学校費(管理)	10,487	9,318	8,990	9,074	8,737	7,896			
学校教育課	小川中学校費(管理)	8,666	7,921	7,473	7,400	7,025	6,227			
学校教育課	中学校学校管理諸費	49,479	45,442	48,139	57,130	62,903	69,293	①②⑦	事業内容の見直し、人件費の見直し、補助金交付の見直し	
学校教育課	馬頭中学校費(振興)	2,928	1,812	1,693	1,693	1,688	2,247			
学校教育課	小川中学校費(振興)	2,523	1,403	1,271	1,561	1,167	1,618			
学校教育課	中学校教育振興諸費	9,823	4,208	4,443	6,963	6,966	12,231	補	補助金交付の見直し	
学校教育課	馬頭中学校施設整備費	60,700	0	0	10,000	0	10,000	⑥	施設等の在り方検討	
学校教育課	小川中学校施設整備費	6,550	0	10,000	100,000	0	0	⑥	施設等の在り方検討	
学校教育課	学校給食センター管理運営費	161,824	124,500	122,881	121,302	119,944	121,587	⑥	施設等の在り方検討	
生涯学習課	社会教育推進費	4,828	4,298	4,689	4,458	5,411	4,625	補	補助金交付の見直し	
生涯学習課	公民館活動費	2,438	2,226	2,226	2,317	3,824	2,317	補	補助金交付の見直し	
生涯学習課	小川公民館費	4,611	4,105	3,794	3,848	3,909	4,079	⑥	施設等の在り方検討	
生涯学習課	図書館管理運営費	22,804	27,617	59,159	59,980	60,303	70,722	②⑥	経費の削減、施設等の在り方検討	
生涯学習課	子どもの森施設管理費	2,400	2,400	2,400	2,400	2,437	2,443	⑥	施設等の在り方検討	
生涯学習課	体育振興費	7,690	7,527	7,597	7,731	7,418	11,473	補	補助金交付の見直し	

事務事業の見直し結果一覧

(単位：千円)

所属名称	計画事業名称	当初予算額						視点	取組の方向性	備考
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度			
生涯学習課	体育施設維持管理費	28,231	27,670	27,993	59,089	40,443	23,505	⑥	施設等の在り方検討	
生涯学習課	体育施設整備事業費						981,681			
生涯学習課	国体準備事業費						6,370			
生涯学習課	教育文化基金費	400	400	400	400	400	400			
生涯学習課	文化振興費	2,053	2,023	2,253	2,332	2,296	2,300	補	補助金交付の見直し	
生涯学習課	郷土資料館管理運営費	2,349	3,489	2,349	2,349	3,043	2,896	⑥	施設等の在り方検討	
生涯学習課	文化財費	5,156	9,704	8,300	7,048	6,176	6,578			
生涯学習課	山村開発センター管理費	6,651								
生涯学習課	美術館管理運営費	32,798	34,563	34,365	33,700	33,637	32,778	⑥⑫	施設等の在り方検討、新たな財源の確保	
生涯学習課	美術館開館20周年記念事業費	0	0	0	0	2,000	0			
生涯学習課	なす風土記の丘資料館管理運営費	23,916	26,816	23,345	22,762	23,308	24,072	⑥	施設等の在り方検討	
生涯学習課	国際交流事業費	5,213	5,213	6,413	5,213	5,210	6,966	補	補助金交付の見直し	
上下水道課	浄化槽設置整備事業費	20,987	20,981	20,981	20,980	18,093	18,076			
生活環境課	簡易水道事業費(水道事業特別会計繰出金)	29,300	24,000	21,500	29,300	18,700	20,500			
生活環境課	不法投棄等対策費	3,243	3,174	3,005	3,253	2,799	3,566			
生活環境課	環境推進費	790	297	604	環境のまちづくり事業費に統合					
生活環境課	環境のまちづくり事業費	8,746	24,699	32,322	23,864	23,581	23,973	②③補	事業内容の見直し、経費の削減、補助金交付の見直し	
生活環境課	環境衛生諸費	23,565	22,943	23,075	25,333	3,127	10,964	⑬補	広域負担金の減額、補助金交付の見直し	
生活環境課	公営墓地管理諸費	695	721	721	626	626	722			
生活環境課	ごみ収集運搬業務費	49,942	51,947	49,959	50,065	51,541	50,960	①⑭	事業内容の見直し、広域化の検討	
生活環境課	ごみ処理諸費	186,956	180,512	183,127	178,878	177,456	155,147	⑬	広域負担金の削減	
生活環境課	し尿処理諸費	63,013	81,374	75,867	70,425	71,220	71,007	⑬	広域負担金の削減	
合計		9,949,419	8,149,480	8,260,000	8,100,000	7,948,297	8,950,000			

那珂川町補助金等交付基準

1 目的

この基準は、町が交付する補助金等について、交付基準を定めることにより、補助金等の効果的かつ効率的な運用と、適正かつ公正な交付を図ることを目的とする。

2 定義

補助金とは、町が公共団体、個人等の行う特定の事業等に対し、公益上必要があると認めた場合に、その事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく行う金銭的給付をいう。

なお、この基準は、負担金及び交付金についても適用するものとし、個々の項目において適用が可能なものについては、適宜、読み替えて適用する。

3 対象となる補助事業

交付基準の対象は、補助金の分類の財源別分類における町単独補助事業を本交付基準の対象とする。なお、災害など緊急で止むを得ない補助については適用しない。

※国・県補助事業における町単独の上乗せについては、事務事業見直しの中で取り扱うものとする。

4 補助金の分類

補助金の分類については、以下のとおり。

財 源 別 分 類	①国庫補助事業（4種類）	国庫補助のみ 国庫補助と県費補助 国庫補助と県費補助＋町費補助（義務分） 国庫補助と県費補助＋町費補助（上乗せ分）
	②県補助事業（3種類）	県費補助のみ 県費補助と町費補助（義務分） 県費補助と町費補助（上乗せ分）
	③町単独補助事業	町費補助のみ
性 質 別 分 類	①公共性が高い事業型の補助金（A型）	全町的に実施される事業において一定の条件が満たされれば交付する補助金
	②地域性や特定性が高い事業型の補助金（B型）	地域の特性を生かした事業や社会的弱者・生活困窮者など特別な対策を必要とする場合に交付する補助金
	③公共性が高い団体育成型の補助金（C型）	全町的な団体に対して、健全な運営に基づく公共的活動を通して、地域住民の公共福祉が向上することを期待して交付する補助金

5 交付基準

補助金等の交付に関しては、概ね以下の基準により総合的に判断する。

区分	判断基準
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠くことのできない事業であること ・ 補助事業で取り組むことが好ましい事業であること
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業で取り組むことにより、最大の効果が期待できる事業であること ・ 事業効果の広がりや他の事業との相乗効果が期待できる事業であること
公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の利害者に偏りが無いこと ・ 受益と負担のバランスが適正な事業であること
適格性	<p><事業の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例や要綱・要領、計画などの事業の根拠が明確であること ・ 補助対象条件及び補助額（率）が明確であること ・ 事業の終期が明確であること ・ 不要額が生じた際、補助金の減額手続きがとられていること <p><団体の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の設立目的や事業内容が補助の目的と合致していること ・ 公共的な目的が明確に記されている会則等を備えていること ・ 目的に合った計画や実績があり、会計が適切に処理されていること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望前に内容について団体等との協議・調整が完了していること ・ 当該年度の補助対象経費の支出が補助金額に達しないときは、その差額を翌年度の補助金額から減額していること ・ 会費を徴収し、補助対象経費の3分の1以内となっていること（1万円未満は切り捨て）
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の実施とは直接関係のない経費は対象外とする。 <p>※交際費、慶弔費、飲食費（会議等の飲み物代・弁当代は除く）、懇親会費（親睦を目的とした視察研修費も含む）等</p>

6 補助金の見直し及び要望等

(1) 見直し

補助金等の見直しについては、補助金の補助期間に留意しながら、「補助金交付基準」及び別表の「補助金見直しのチェックリスト」に基づき、適正な時期に見直しを行うものとする。

なお、会員の増加や会費の増加により、団体の予算に占める補助金の割合が10%未満の補助金については、団体が自立し補助の役割が終了したものとし原則廃止する。

(2) 要望・審議

補助金等の要望については、事業の概要や次年度における要望額等を記載した「補助金要望調書」により、財政担当課へ要望することとし、那珂川町補助金負担金等審

議委員会へ諮るものとする。

7 結果の公表

補助に係る審議及び見直し等結果については、補助金の透明性の確保を図るため、速やかに公表するものとする。

8 団体への周知と指導

補助金の交付団体への周知と指導については、団体に関する関係各課局が行う。

9 事務処理等

企画財政課は、これに係る事務を処理する。

別 表

補助金見直しのチェックリスト

補助金名等		性質・番号	—
補助金額	千円	担当課	

1. 行政の責任分野

- ①町が果たすべき役割でない。または、範囲を超えている。 「はい」 → 「廃止・縮小」の検討
- ②補助金等の支出根拠が不明確である。 「はい」 → 「廃止」の検討
- ③補助の目的や内容、実績を公開できる。 「いいえ」 → 「廃止」の検討

2. 必要性・緊急性・妥当性等

- ①行政の責任分野として、公益上の必要性がある。 「いいえ」 → 「廃止」の検討
- ②町の行政目的・需要に適合している。 「いいえ」 → 「廃止」の検討
- ③所期の目的を達成した。 「はい」 → 「廃止」の検討
- ④補助がなくなっても地域住民への影響はない 「はい」 → 「廃止」の検討
- ⑤社会経済情勢の変化により現時点では補助の必要性を感じない。 「はい」 → 「廃止」の検討
- ⑥受益が特定の者に偏り、地域住民に不公平が生じている。 「はい」 → 「廃止」の検討
- ⑦その場限りで広がりがない補助となっている 「はい」 → 「廃止」の検討
- ⑧団体の運営が、既に軌道に乗っている。 「はい」 → 「廃止」の検討
- ⑨団体育成の必要性が低下している。 「はい」 → 「廃止・縮小」の検討
- ⑩同一団体(下部組織を含む)に複数の補助金を交付している。 「はい」 → 「整理統合」の検討
- ⑪補助を受けた団体が他の団体等に再補助している。 「はい」 → 「方法の見直し」検討

3. 経費負担のあり方

- ①補助率または補助額が、同種の補助や他市町に比べて高い。 「はい」 → 「縮小」の検討
- ②補助を講じなくても、自主自立が可能である。 「はい」 → 「廃止・縮小」の検討
- ③補助制度を貸付や委託方式などに切り替えるほうが効率的である。 「はい」 → 「制度変更」の検討
- ④団体が財源を他に求め、自主的運営を行うことができる。 「はい」 → 「廃止・縮小」の検討
- ⑤団体の決算において、補助金の占める割合が低率である。 「はい」 → 「廃止」の検討
- ⑥団体において民間の活力が導入できる。 「はい」 → 「廃止・縮小」の検討
- ⑦団体の補助事業の決算において繰越金が多額になっている。 「はい」 → 「廃止・縮小」の検討
- ⑧団体が事業効果や自己財源の確保等に努力していない。 「はい」 → 「廃止・縮小」の検討

4. 効果

- ①多くの地域住民の利益につながっている。 「いいえ」 → 「廃止・縮小」の検討
- ②補助の効果が不明確または乏しい。 「はい」 → 「廃止」の検討
- ③補助金額が少額で効果が少ない。 「はい」 → 「廃止」の検討
- ④社会経済情勢の変化により、効果が薄れている。 「はい」 → 「廃止」の検討
- ⑤目的どおりの成果が上がっている。 「いいえ」 → 「廃止」の検討
- ⑥同一目的・類似のものがあ、統廃合により効果が上げられる。 「はい」 → 「統廃合」の検討
- ⑦補助対象や補助効果が他の補助に類似している。 「はい」 → 「統廃合」の検討

町単独補助金等一覧

(単位：円)

No.	担当課	補助事業名等	種別	事業費	団体育成	性質	補助金額 (令和3年度)
1	総務課	那珂川交通安全協会補助金	団体育成補助金		●	C	470,000
2	総務課	那珂川町防犯・暴力追放協会補助金	団体育成補助金		●	C	725,000
3	総務課	那珂川町消防団員自動車運転免許取得費補助金	事業費補助金	●		A	300,000
4	総務課	消防協会南那須支部操法大会出場補助金	事業費補助金	●		B	200,000
5	総務課	栃木県消防協会操法大会出場補助金	事業費補助金	●		B	1,000,000
6	総務課	那珂川町行政区長連絡協議会交付金	事業費補助金	●		A	1,630,000
7	総務課	友好都市交流事業費補助金	事業費補助金	●		A	350,000
8	企画財政課	「日本で最も美しい村」連合加盟運営費等補助金	団体育成補助金		●	C	400,000
9	企画財政課	那珂川町地域おこし協力隊員家賃等補助金	事業費補助金	●		A	2,400,000
10	企画財政課	那珂川町地域おこし協力隊員起業補助金	事業費補助金	●		A	1,000,000
11	企画財政課	那珂川町空き家改修費補助金	事業費補助金	●		A	200,000
12	企画財政課	那珂川町空き家取得費補助金	事業費補助金	●		A	1,200,000
13	住民課	那珂川町更生保護女性会	団体育成補助金		●	C	50,000
14	健康福祉課	那珂川町合同追悼式補助金	事業費補助金	●		A	450,000
15	健康福祉課	那珂川町敬老会補助金	事業費補助金	●		B	7,040,000
16	健康福祉課	那珂川町シルバー人材センター補助金	団体育成補助金		●	B	8,700,000
17	健康福祉課	那珂川町社会福祉協議会補助金(旧運営費補助金部分)	事業費補助金	●		A	35,000,000
18	健康福祉課	那珂川町社会福祉協議会補助金(旧事業費補助金部分)	事業費補助金	●		A	3,720,000
19	健康福祉課	那珂川町民生委員児童委員協議会交付金	事業費補助金	●		A	430,000
20	健康福祉課	那珂川町骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付事業	事業費補助金	●		B	210,000
21	健康福祉課	那珂川町がん患者医療用ウィッグ購入費助成金事業	事業費補助金	●		B	300,000
22	子育て支援課	不妊治療費助成事業	事業費補助金	●		B	1,400,000
23	子育て支援課	那珂川町結婚相談所補助金	事業費補助金	●		B	2,600,000
24	子育て支援課	とちぎ結婚支援センター登録補助金	事業費補助金	●		B	50,000
25	建設課	那珂川町道路河川愛護会交付金	事業費補助金	●		A	420,000
26	産業振興課	農業団体組織育成事業費補助金(馬頭土地改良区)	団体育成補助金		●	C	648,000
27	産業振興課	農業団体組織育成事業費補助金(小川土地改良区)	団体育成補助金		●	C	3,340,000
28	産業振興課	木材需要拡大事業補助金	事業費補助金	●		A	18,000,000
29	産業振興課	有害鳥獣捕獲強化事業費補助金(イノシシ等捕獲活動支援)	事業費補助金	●		A	1,680,000
30	産業振興課	有害鳥獣捕獲強化事業費補助金(カワウ捕獲活動支援)	事業費補助金	●		A	40,000
31	産業振興課	農作物等鳥獣被害防止対策事業費補助金	事業費補助金	●		A	120,000
32	産業振興課	那珂川町狩猟免許取得及び狩猟登録補助金	事業費補助金	●		A	300,000
33	産業振興課	木質資源出荷促進地域活性化事業補助金	事業費補助金	●		A	1,500,000
34	産業振興課	那珂川町林業担い手対策事業費補助金	事業費補助金	●		A	2,000,000
35	産業振興課	町単独農村振興事業費補助金	事業費補助金	●		A	500,000
36	産業振興課	町単独農林水産業施設災害復旧事業費補助金	事業費補助金	●		A	400,000
37	産業振興課	農業団体組織育成事業費補助金(営農指導)	事業費補助金	●		B	625,000
38	産業振興課	農業団体組織育成事業費補助金(再生協議会)	団体育成補助金		●	B	112,000
39	産業振興課	広域防除推進事業費補助金(小川地区)	事業費補助金	●		B	1,215,000
40	産業振興課	広域防除推進事業費補助金(馬頭地区)	事業費補助金	●		B	195,000
41	産業振興課	農産品ブランド化推進事業費補助金	事業費補助金	●		B	200,000
42	産業振興課	農産物直売所販売促進事業費補助金	事業費補助金	●		B	200,000
43	産業振興課	耕作放棄地再生利用緊急対策事業費補助金	事業費補助金	●		A	500,000
44	産業振興課	農作物等鳥獣被害防止対策事業費補助金	事業費補助金	●		A	1,000,000
45	産業振興課	園芸作物振興対策事業費補助金	事業費補助金	●		A	4,000,000
46	産業振興課	農業用生産資材適正処理推進事業費補助金	事業費補助金	●		B	1,100,000

町単独補助金等一覧

(単位：円)

No.	担当課	補助事業名等	種別	事業費	団体育成	性質	補助金額 (令和3年度)
47	産業振興課	農産物モニタリング事業費補助金(野菜・米)	事業費補助金	●		B	20,000
48	産業振興課	農産物加工推進事業費補助金	事業費補助金	●		A	500,000
49	産業振興課	農業後継者育成支援事業費補助金	事業費補助金	●		A	2,240,000
50	産業振興課	農作業受託組織等体制整備支援事業費補助金	事業費補助金	●		B	3,000,000
51	産業振興課	家畜伝染病予防対策事業費補助金	事業費補助金	●		B	2,200,000
52	産業振興課	那珂川牛振興事業費補助金	事業費補助金	●		B	1,500,000
53	産業振興課	優良乳用後継子牛保留事業費補助金	事業費補助金	●		B	300,000
54	産業振興課	牛群検定事業費補助金(栃木県牛群検定組合)	事業費補助金	●		B	216,000
55	産業振興課	牛群検定事業費補助金(那珂川牛群検定組合)	事業費補助金	●		B	36,000
56	産業振興課	ホンモノ等養殖事業費補助金	事業費補助金	●		B	300,000
57	産業振興課	農業近代化資金等利子補給金	事業費補助金	●		B	30,000
58	産業振興課	那珂川町スマート農業推進事業費補助金	事業費補助金	●		B	9,000,000
59	産業振興課	経営改善普及事業補助金	事業費補助金	●		B	12,611,000
60	産業振興課	那珂川町商工業振興事業費補助金(夢まつり)	事業費補助金	●		B	3,300,000
61	産業振興課	那珂川町商工業振興事業費補助金(広重紅葉まつり)	事業費補助金	●		B	300,000
62	産業振興課	那珂川町商工業振興事業費補助金(商工会暮れ市)	事業費補助金	●		B	1,500,000
63	産業振興課	那珂川町プレミアム商品券事業補助金	事業費補助金	●		C	20,000,000
64	産業振興課	那珂川町中小企業振興資金信用保証料補助金	事業費補助金	●		B	5,400,000
65	産業振興課	企業立地奨励金	団体育成補助金		●	B	88,056,000
66	産業振興課	雇用促進奨励金	団体育成補助金		●	B	900,000
67	産業振興課	那珂川町空き店舗等活用促進事業補助金	事業費補助金	●		A	500,000
68	産業振興課	那珂川町観光協会補助金	事業費補助金	●		B	11,049,000
69	産業振興課	馬頭温泉保護開発協会補助金	団体育成補助金		●	B	900,000
70	産業振興課	那珂川町観光振興事業補助金(サイクリングイベント)	事業費補助金	●		B	2,000,000
71	産業振興課	那珂川町観光振興事業補助金(鮎のつかみ取り大会)	事業費補助金	●		B	500,000
72	産業振興課	那珂川町特殊詐欺電話撃退機器購入費補助金	事業費補助金	●		A	100,000
73	産業振興課	那珂川町新規出店支援交付金	事業費補助金	●		A	720,000
74	学校教育課	総合学習推進費補助金	事業費補助金	●		B	450,000
75	学校教育課	那珂川地区学校警察補導連絡協議会補助金	団体育成補助金		●	C	0
76	学校教育課	県立馬頭高等学校通学費等補助金	事業費補助金	●		B	7,000,000
77	学校教育課	通学費補助金(小中学校)	事業費補助金	●		B	100,000
78	学校教育課	通学費補助金(中学校)	事業費補助金	●		B	400,000
79	学校教育課	マイ・チャレンジ事業費補助金	事業費補助金	●		B	120,000
80	生涯学習課	那珂川町青少年育成協会	団体育成補助金		●	C	300,000
81	生涯学習課	ホームステイウィークエンド事業費	事業費補助金	●		A	240,000
82	生涯学習課	那珂川町青少年海外体験学習派遣事業費	事業費補助金	●		A	5,400,000
83	生涯学習課	ホースヘッド村交流事業費	事業費補助金	●		A	1,170,000
84	生涯学習課	那珂川町ジュニアボランティアクラブ	団体育成補助金		●	C	180,000
85	生涯学習課	自然体験活動事業費	事業費補助金	●		A	300,000
86	生涯学習課	自治公民館建設費補助金	事業費補助金	●		A	300,000
87	生涯学習課	自治公民館交付金	事業費補助金	●		A	1,075,000
88	生涯学習課	那珂川町文化祭事業費	事業費補助金	●		A	400,000
89	生涯学習課	那珂川町文化協会	団体育成補助金		●	C	480,000
90	生涯学習課	那珂川町第九を歌う会	団体育成補助金		●	C	300,000
91	生涯学習課	那須小川まほろば太鼓保存会	団体育成補助金		●	C	300,000
92	生涯学習課	南那須地区音楽祭事業費	事業費補助金	●		A	25,000

町単独補助金等一覧

(単位：円)

No.	担当課	補助事業名等	種別	事業費	団体 育成	性質	補助金額 (令和3年度)
93	生涯学習課	那珂川町体育協会補助金	団体育成補助金		●	C	9,740,000
94	生活環境課	那珂川町生活用水確保対策事業	事業費補助金	●		C	1,000,000
95	生活環境課	那珂川町機械式生ごみ処理機	事業費補助金	●		C	40,000
96	生活環境課	低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金	事業費補助金	●		A	3,460,000
97	ケーブルテレビ 放送センター	那珂川町ケーブルテレビ施設通信系宅内配線工事補助金	事業費補助金	●		A	100,000
98	上下水道課	那珂川町水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給金	事業費補助金	●		A	100,000
99	上下水道課	那珂川町農業集落排水事業水洗便所改造資金融資あっせん補給金	事業費補助金	●		A	20,000

Ⅱ 行財政改革の推進事項

4. 協働のまちづくり及び職員の人材育成 に関すること

■取組項目及び取組内容

①地域住民との協働によるまちづくり

- 協働のまちづくり推進計画とも連携しながら、協働のまちづくりに対する住民の意識の向上と、地域の課題解決に向けた環境づくりに取り組む。
- 地域おこし協力隊をはじめ、町の事務事業などとの連携も視野に入れながら、地域が主体となって取り組む活動の活性化を図る。
- 将来の担い手を確保するため、地域や企業、団体などと連携しながら、地域における人材の育成に努める。
- 地域のコミュニティを維持するため、地域における住民や団体の活動を支援し、魅力ある地域づくりを推進する。
- SDGsの達成に向けて、地域におけるSDGsの普及・促進に努めるとともに、その理念を踏まえた地域の取組や活動を推進する。

②職員の人材育成

- 社会情勢の変化に伴う行政課題の複雑化や、行政サービスの多様化に対応できる人材を育成するため、職員研修制度の実施方法の見直しを図る。
- 職員として求められる能力や意識を身に付けられるよう、職員研修内容の充実を図る。
- 会計年度任用職員制度の効果的な運用のため、会計年度任用職員向けの研修を検討する。
- 地方創生をはじめ、先端技術の活用やSDGsなど、新たな視点から施策を検討・立案できる職員の育成に努める。
- 職員提案制度を推進し、職員の創意工夫による事務改善及び能率向上を図る。

■添付資料

これからの人材育成に求められるもの

■取組の工程表

推進事項	取組項目	主な取組内容	実施予定年度				
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
4. 協働のまちづくり及び職員の人材育成に関すること	①地域住民との協働によるまちづくり	協働によるまちづくり	継続	→			
	②職員の人材育成	人材育成	継続	→			
		人材育成方針の見直し		方針検討・見直し →			

これからの人材育成に求められるもの

人口減少、少子高齢化が急速に進む中、地方創生の旗印のもと、元気で活力のある地域にすべく、町民と一体となって取り組む必要がある。そのためには職員の能力向上は必要不可欠であり、これからの時代に求められる人材について、以下のとおりまとめ、課題に対して的確に対応できる職員の育成を図る。

<人材育成の方向性>

- 人事評価制度の導入を踏まえた方針の見直しと人材育成の確立
- 評価・検証を踏まえた人材育成の確立
- 職員に求められる意識・姿勢・能力等の調査研究
- 各課における分野別研修の推進

<職員の意識・姿勢>

- 地方創生に対する職員の意識の向上
- 地域の特性や独自性を活かした施策立案
- SDGs への理解の促進とそれを踏まえた施策の推進
- 多様な主体との連携や協働
- デジタル技術の進展に伴う先端技術の活用

<職員に求められる能力>

- 行政経営能力及び政策形成能力の強化
- 情報収集をはじめ各種データの分析などの情報活用能力
- 町外へ向けた情報発信やプロモーション能力

那珂川町人材育成基本方針の概要

I 求められる職員像

1. 町民とともに協働してまちづくりに取り組む職員
2. 責任感を持ち、誠実、公正で町民に信頼される職員
3. コスト意識等の経営感覚を持った職員
4. 社会経済環境に対し、意欲的に改革を推進する職員
5. 町への愛着を持ち行政組織の一員として協調して職務を執行する職員

II 職員に求められる能力と意識

能力：①行政経営能力、②政策形成能力、③業務遂行能力、④折衝調整能力

意識：責任感、町民志向、コスト意識、改革意識、協調性、協働 など

III 人材育成の方策

1. 総合的・計画的な取組

- (1) 職員の主体的な自己啓発
- (2) 職場での仕事を通じた学習
- (3) 人事管理、研修担当部門における取組
- (4) 各課における取組

2. 職員研修からのアプローチ

- (1) 職員研修の充実と多様化

3. 職場管理からのアプローチ

- (1) 職場環境づくり
- (2) 目標管理的な業務運営
- (3) 行政評価システムの導入
- (4) 職員提案制度の充実

4. 人事管理からのアプローチ

- (1) 職員採用 -求める人材の確保-
- (2) 目標管理的な業務運営 -人材の適正な活用-
- (3) 行政評価システムの導入 -客観的、合理的な評価-
- (4) 職員提案制度の充実 -福利厚生充実-

III 参 考 资 料

第4次那珂川町行財政改革大綱

－将来へつなぐために－

令和3年2月

那 珂 川 町

1. はじめに

那珂川町では、平成28年3月に策定した「第2次那珂川町総合振興計画なかがわ「元気」ビジョン」を指針として、計画の基本理念でもある「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」の実現に向け、政策のひとつである行財政の健全化に取り組んできました。

しかしながら、当町においては、少子高齢化と人口減少に歯止めがかからない状況が続いているほか、新型コロナウイルス感染症の流行による社会生活の変化や就業機会の減少などの影響も懸念されるところであります。

こうしたことから、今後は町税などの自主財源の確保が厳しくなるほか、公共施設等に係るコストの増大や社会保障関連経費の増加も見込まれるため、町の行財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

第4次那珂川町行財政改革大綱は、こうした厳しい財政状況の中で、多様化する社会的ニーズに対応しつつ、必要な行政サービスを将来にわたり維持していくため、健全な財政運営ができる「小さな行政」を目指し、庁内が一体となって行財政改革に取り組むにあたっての指針となるものです。

2. 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3. 推進事項

第4次那珂川町行財政改革大綱では、推進事項を次のとおり定め、庁内の行財政改革を推進します。

推進事項1：人事及び組織体制に関すること

推進事項2：施設の適正な管理運営等に関すること

推進事項3：事務事業の見直し等に関すること

推進事項4：協働のまちづくり及び職員の人材育成に関すること

4. 取組項目と基本方向

推進事項における主な取組項目と基本方向を次のとおり定め、具体的な手法及び取組内容について検討したうえで、行財政改革に取り組むこととします。

(1) 人事及び組織体制に関すること

①職員の定員適正化

定員モデルや類似団体別職員数を参考とし、将来の人口や行政需要等を踏まえたうえで、第4次定員適正化計画を策定し数値目標を定め、職員数の適正化に努めます。

②組織体制の整備

現行の組織体制の点検を行い、合理的かつ、機動性に富んだ組織の再編、課・局等を超えた連携、住民に分かりやすく、利用しやすい簡素で機能的な組織づくりを行います。

③人事評価制度の適正運用

職員が持つ多様な能力・資質・適性や業績を公正に評価し、より高い能力を持った職員の育成に努めるとともに、意欲や能力を最大限に引き出す人事管理に努め、人事評価制度の適正な運用を図ります。

④給与の適正化

国の給与制度を勘案しながら、能力や職務に応じた適正な給与体系の運用に努めます。また、諸手当については、社会条件や勤務条件の変化に対応し、併せて制度の趣旨に沿った適正な支給を行います。

⑤その他

その他人事及び組織体制に関して、行財政改革につながる有効な事項について調査研究を行います。

(2) 施設の適正な管理運営等に関すること

①施設の統廃合

「那珂川町施設統廃合基本方針」を策定し、地域住民との合意形成を図りながら、効果的な施設の統廃合を促進します。

②民間活力の導入・推進

業務の効率化及び行政サービスの向上を図るため、指定管理者制度・民間委託・民営化等を導入・推進します。

③その他

その他施設の適正な管理運営等に関して、行財政改革につながる有効な事項について調査研究を行います。

(3) 事務事業の見直し等に関すること

①事務事業の見直し

多様化する社会的ニーズに対応するため、事業の必要性・将来性・公平性などを踏まえた事業内容の見直しを行うとともに、少ないコストで最大限の効果が得られるよう、事務事業の効率化を図ります。

②行政評価の推進

必要な行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、PDCAサイクルによる事業計画の改善を行い、計画的な事業の推進を図ります。

③自主財源の確保

安定した行政サービスを提供するため、税収確保を進めるとともに、ふるさと納税など新たな財源の確保と使用料や手数料における受益者負担の適正化を図ります。

④補助金交付の見直し

行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、対象事業等における必要性や効果などを勘案した補助対象経費の見直しにより、補助の適正化を図ります。

⑤共同事務処理の見直し

合理的な行政運営と効率的で健全な財政運営のため、広域的かつ長期的な視点から共同事務処理の見直しを図ります。

⑥その他

その他事務事業の見直し等に関して、行財政改革につながる有効な事項について調査研究を行います

(4) 協働のまちづくり及び職員の人材育成に関すること

①地域住民との協働によるまちづくり

人口減少に伴う担い手不足により、地域が抱える課題が多い中、自然災害への対応や地域コミュニティの維持が困難になりつつあります。地域の実情に合ったまちづくりを進めるため、行政に頼るだけでなく、地域住民、企業、団体など、地域に関わる複数の主体がともに考え目標を共有し、力を合わせて行動できる環境づくりに努めます。

②職員の人材育成

行政課題の多様化・複雑化に伴い、職員の対応能力も向上する必要があります。そのため、職員研修制度を効果的に活用し、課題に対して的確に対応できる人材の育成に努めます。また、職員の創意工夫による事務改善及び能率向上を図るため、職員の提案制度を推進します。

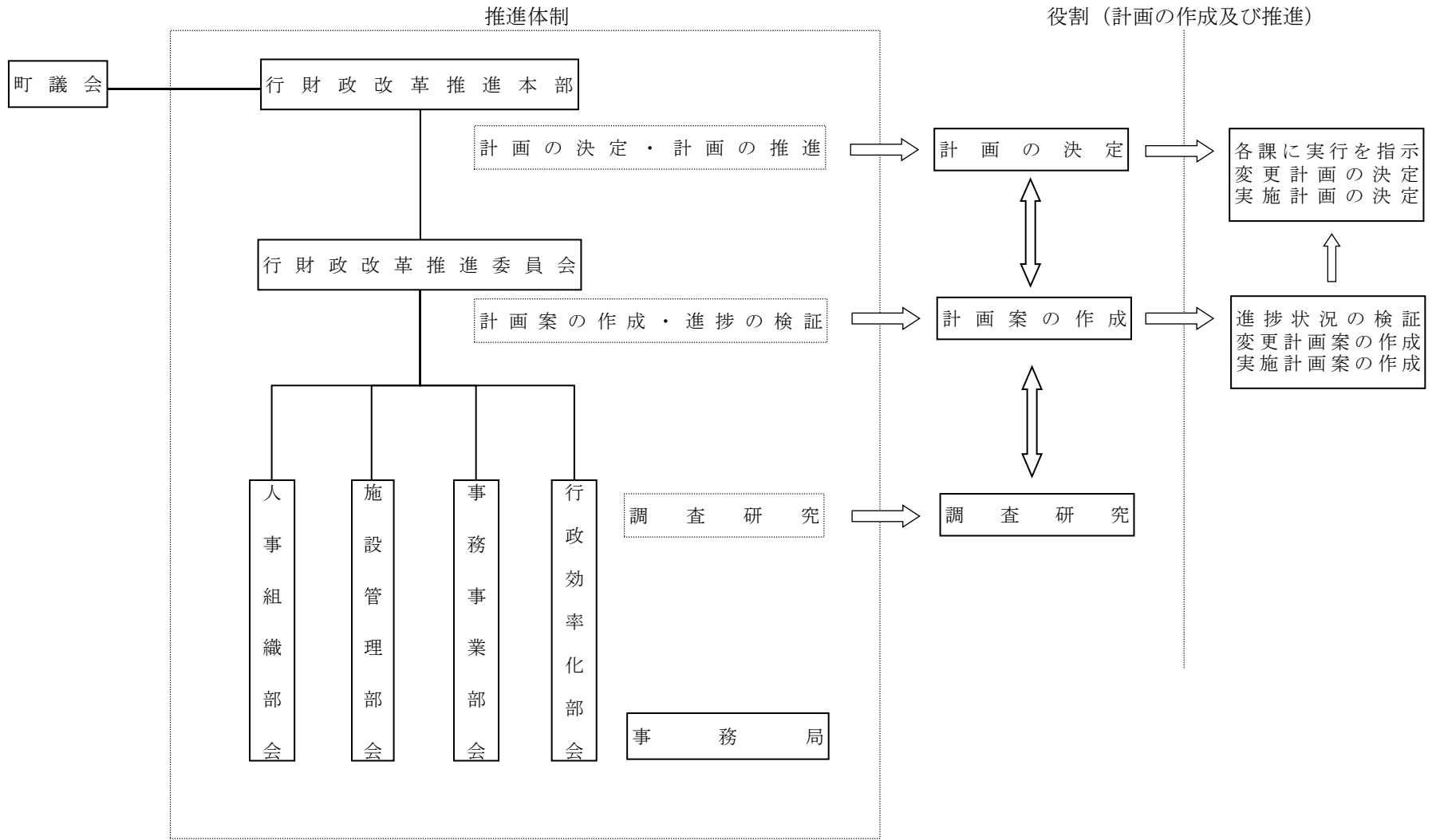
③その他

その他協働のまちづくり及び職員の人材育成に関して、行財政改革につながる有効な事項について調査研究を行います。

5. 大綱の改定

本大綱は、取組項目の進捗状況や社会経済情勢の変化等など、新たに取り組むべき事項があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

行財政改革の推進体制と役割



行財政改革推進計画における添付資料一覧

推進事項	資料名	頁
1. 人事及び組織体制 に関すること	第4次那珂川町職員定員適正化計画	P8～P15
	那珂川町組織機構見直し基本方針	P16～P19
	人事評価制度の運用方針	P20～P22
	給与の適正化	P23～P25
2. 施設の適正な管理 運営に関すること	那珂川町施設統廃合基本方針	P29～P31
	民間活力の導入・推進方針	P32～P35
	公の施設における施設管理基準	P36～P38
	施設管理一覧表（検討結果）	P39～P42
3. 事務事業の見直し 等に関すること	事務事業の見直し方針	P46～P48
	事務事業の見直し結果一覧	P49～P56
	那珂川町補助金等交付基準	P57～P60
	町単独補助金等一覧	P61～P63
4. 協働のまちづくり 及び職員の人材育 成に関すること	これからの人材育成にもとめられるもの	P67

取組の工程表一覧

推進事項	取組項目	主な取組内容	実施予定年度				
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1. 人事及び組織体制に関すること	①職員の定員適正化	計画策定	策定	必要に応じて見直し			
		職員数の適正化	継続				
	②組織体制の整備	組織の見直し	継続	検討委員会での見直し検討			
	③人事評価制度の適正運用	人事評価制度の運用	継続				
	④給与の適正化	給与の適正化	継続				
		手当制度の見直し検討		方針・時期の検討			
		給与制度の見直し検討		方針・時期の検討			
2. 施設の適正な管理運営等に関すること	①施設の統廃合	施設の廃止	1 施設			1 施設	4 施設
		施設の一部廃止					5 施設
		統廃合の検討		事務事業の見直しと併せて検討			
	②民間活力の導入・推進	指定管理へ移行		2 施設			
		民間活力の導入検討		事務事業の見直しと併せて検討			
3. 事務事業の見直し等に関すること	①事務事業の見直し	取組の方向性を見直し	継続	「取組の方向性」は毎年度見直し			
	②行政評価の推進	行政評価の効果的運用	継続				
	③自主財源の確保	未利用公共施設の活用		1 施設			
	④補助金交付の見直し	見直し状況の把握	継続	見直し状況の把握（毎年度）			
	⑤共同事務処理の見直し	共同事務の調査研究	継続				
4. 協働のまちづくり及び職員の人材育成に関すること	①地域住民との協働によるまちづくり	協働によるまちづくり	継続				
	②職員の人材育成	人材育成	継続				
		人材育成方針の見直し		方針検討・見直し			

